

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年10月23日
【発行者名】	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 土岐 大介
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー
【事務連絡者氏名】	法務部 山崎 誠吾
【電話番号】	03 - 6437 - 6000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ゴールドマン・サックス世界資産配分オープン 果樹園
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

ゴールドマン・サックス世界資産配分オープン 果樹園  
(以下「本ファンド」または「果樹園」といいます。)

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

本ファンドは、投資信託委託会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」または「当社」といいます。）を委託者として投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法第198号。その後の改正を含みます。以下「投資信託法」といいます。）に基づく追加型証券投資信託です。

本ファンドは格付けを取得していません。

本ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円\*を上限とします。

\* 受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

### （４）【発行（売出）価格】

毎月の特定期\*<sup>1</sup>の翌営業日の基準価額\*<sup>2</sup>です(1万口当たり)。

(なお、上記金額に下記の申込手数料および申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は含まれません。)

ただし、累積投資契約（別の名称で同様の契約を含みます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03(6437)6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : [www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp)

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：果樹園）。

\* 1 「特定期」とは、原則として毎月25日とします。ただし、25日が国内の休業日またはニューヨーク証券取引所もしくはニューヨークの銀行の休業日の場合は翌営業日とします。

\* 2 「基準価額」とは、信託財産の純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）をその時の受益権総口数で除した1万口当りの金額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きにより日々変動します。

### （５）【申込手数料】

2.1%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率をお申込価額（特定日の翌営業日の基準価額）に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社または上記(4)の照会先までお問い合わせください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

### （６）【申込単位】

1万円以上1円単位。販売会社によっては最低申込単位が異なる場合があります。

累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

### （７）【申込期間】

2009年10月24日から2010年10月25日まで

(注) 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

**( 8 ) 【申込取扱場所】**

委託会社の指定する証券会社（委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）（以下「販売会社」と総称します。）において申込みを取扱います。販売会社については下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03(6437)6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

**( 9 ) 【払込期日】**

本ファンドの受益権の取得申込者は、本ファンドのお申込み代金を販売会社に支払います。払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託銀行の指定するファンド口座に払い込まれます。

**( 10 ) 【払込取扱場所】**

原則として、上記(8)記載の申込取扱場所に記載する販売会社において払込を取扱います。

**( 11 ) 【振替機関に関する事項】**

本ファンドの受益権は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

**( 12 ) 【その他】**

お申込み代金の利息

お申込み代金には利息を付けません。

本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

振替受益権について

本ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

本ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、主として日本を含む世界各国の債券および株式ならびに円短期金融商品に投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

本ファンドは追加型株式投信 / 内外 / 資産複合 / 累積投資可能です。詳しくは下記をご覧ください。

## 商品分類

## 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国内 海外	株式 債券 不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型 ( )

(注) 本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

- ・追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- ・内外・・・投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・資産複合・・・投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( ) 不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合 (株式、債券) 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ( )	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリー リーファ ンド  ファンド ・オブ ・ファンズ	あり (部分ヘッジ) なし	日経225 TOPIX その他 ( )	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型 絶対収益追求型 その他 ( )

(注) 本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

- ・資産複合（株式、債券）資産配分変更型・・・目論見書または投資信託約款において、実質的に株式および債券を投資収益の源泉とし、その組入比率については機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
- ・年1回・・・目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・グローバル（日本を含む）・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・為替ヘッジあり・・・目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

商品分類および属性区分の定義に関しましては、社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）に掲載されておりますので、ご覧ください。

委託会社は、受託銀行（後記「(2) ファンドの仕組み 2. ファンドの関係法人 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 c. 受託会社」に定義します。）と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託銀行はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

#### <ファンドのポイント>

日本を含む世界各国の債券および株式ならびに円短期金融商品を主要投資対象として分散投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指します。

本ファンドのベンチマークは、シティグループ世界国債インデックス（100%為替円ヘッジ）50%、MSCIワールド・インデックス（100%為替円ヘッジ）30%、1ヵ月円LIBOR20%を合成した複合ベンチマーク<sup>\*1</sup>です。

為替は100%円ヘッジを基本とすることで、円高、円安による為替変動の影響の低減を目指します<sup>\*2</sup>。

機動的に資産間配分比率、国別配分比率の変更を行い、収益の向上を目指します。

コンピュータ・モデルを用いた計量運用を行います。

\*1 ベンチマークとは、運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。また、投資家がファンドの運用対象や資産の基本配分比率を確認する際の目安となります。

\*2 為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針にしたがった運用ができない場合があります。

## 果樹園の特徴

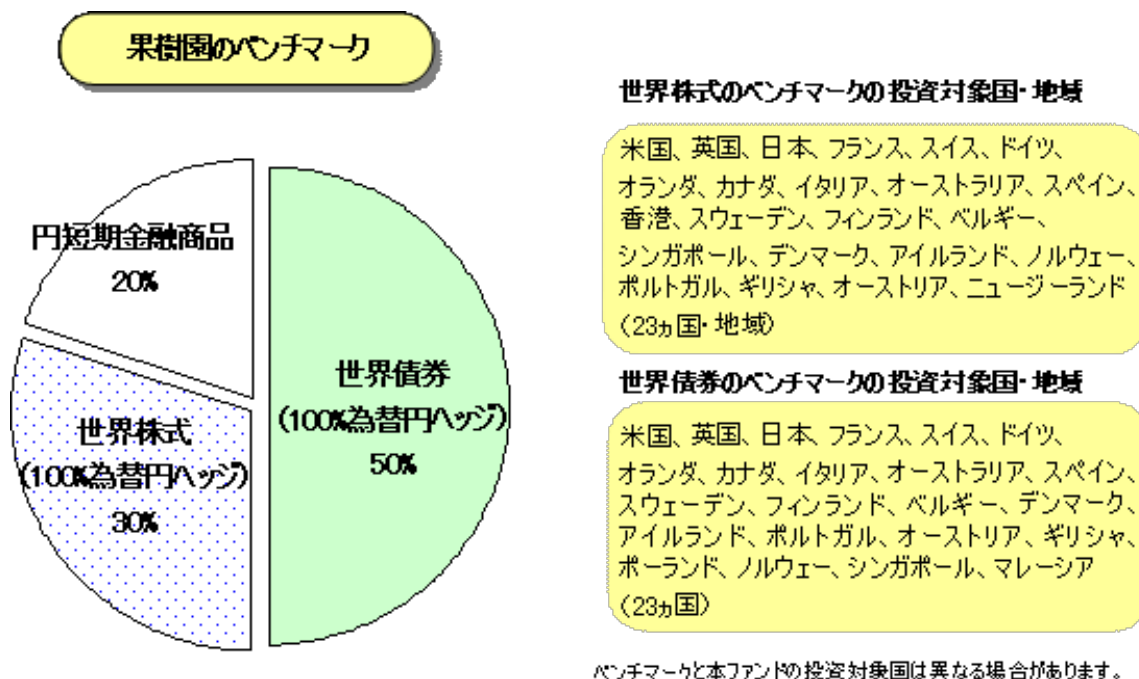
### 果樹園の基本資産配分（ベンチマーク）

「果樹園」は世界の株式、債券、円短期金融商品を組み合わせ、安定的に資産を成長させることを目指しています。

本ファンドの運用は、世界債券50% + 世界株式30% + 円短期金融商品20%、100%為替円ヘッジ<sup>\*</sup>を標準的な資産配分（ベンチマーク）として運用を行いますが、経済状況などをゴールドマン・サックスのコンピュータを利用した運用手法で分析し、資産配分は機動的に変更します。

ベンチマークとは、運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。また、投資家がファンドの運用対象や資産の基本配分比率を確認する際の目安となります。

2009年8月末現在



本ファンドのベンチマークは、シティグループ世界国債インデックス（100%為替円ヘッジ）50%、MSCIワールド・インデックス（100%為替円ヘッジ）30%、1ヵ月円LIBOR20%を合成した複合ベンチマークです。

<sup>\*</sup> 為替は対円100%ヘッジを基準とし、為替変動による基準価額への影響の低減を目指します。ただし、本ファンドにおいては、ファンド全体の収益の向上を目指す目的で、通貨のアクティブ運用（ベンチマークから戦略的にかい離させる運用）を行います。したがって、ベンチマークからかい離した通貨のアクティブ運用部分については、円ベースにした場合、為替レートの変動により影響を受けることになります。また、為替ヘッジには内外の金利差に相当するヘッジ・コストがかかります。

## 資産運用の果実を求めて

種を植え、水をやる、やがて芽が息吹き、枝葉をつけて成長する。肥料を与え、大事に育てる。天候・災害等の理由で実を結ばない場合もあります。それでも人間は果実の収穫を求めて様々な努力を行います。われわれは、資産運用も同じだと思います。大事なお金を将来のために育てようとする。価格変動のある運用商品を利用すると損失を被ることもあります。それでも、より高い運用成果を求めて、このような運用商品を利用する人もいます。「果樹園」もそういった運用商品のひとつです。「果樹園」では資産運用の果実を求めて、様々な工夫を行っています。

### 「果樹園」のベンチマークと世界の各資産の値動きの推移



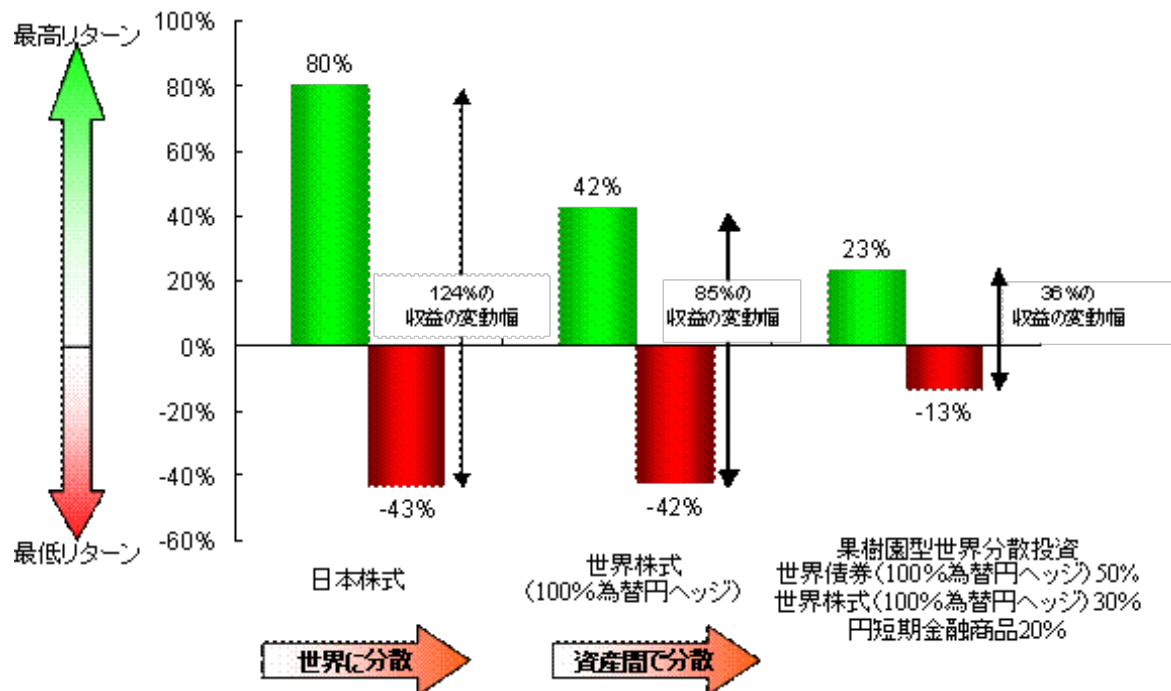
果樹園型の世界分散投資は、過去においてブラック・マンデー、湾岸戦争・パブル崩壊、メキシコ通貨危機、ロシア金融危機・ヘッジファンド危機、ITバブル崩壊といった数々の金融市場の大きな波を乗り越えてきました。

世界株式はMSCIワールド・インデックス(100%為替円ヘッジ)、世界債券はシティグループ世界国債インデックス(100%為替円ヘッジ)、円短期金融商品は1ヵ月円LIBORを使用しています。上記のデータはあくまで本ファンドのベンチマークを含むインデックスの動きであり、本ファンドの実績ではありません。また、信託報酬等の諸費用は考慮されていません。上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因などは考慮されておりませんので、実際の取引結果とは異なります。

## 様々な果実、果樹園

果実を育てる場合、ひとつの種類の果実だけでは不安です。その種類の果実がある環境変化に弱い場合があるからです。異なった環境下で強さを発揮する色々な種類の果実を育てることで、そのリスクは分散できます。資産運用でも同じです。様々な資産にリスク分散することで、安定的な果実を求めます。1種類の果実よりも、数種類そろった「果樹園」で安定的な資産形成を目指します。

### 各投資対象に1年間+投資した場合の収益の変動幅の比較



\*1985年12月～2009年8月までに含まれる各月末までの各1年間

期間：1984年12月末～2009年8月末

世界への分散、多資産への分散を行うことにより、より高い収益の可能性をある程度放棄する一方、安定性を追求することができます。

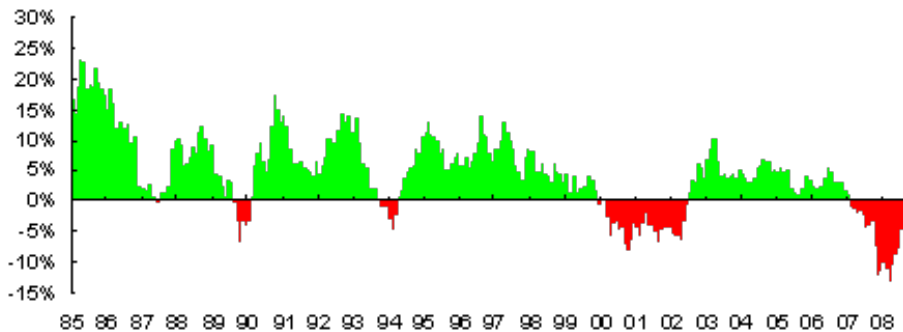
上記のデータは、日本株式はMSCI日本インデックス、世界株式はMSCIワールド・インデックス(100%為替円ヘッジ)、世界債券はシティグループ世界国債インデックス(100%為替円ヘッジ)を使用しています。上記のデータはあくまで本ファンドのベンチマークを含むインデックスの動きであり、本ファンドの実績ではありません。また、信託報酬等の諸費用は考慮されていません。上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因などは考慮されておりませんので、実際の取引結果とは異なります。



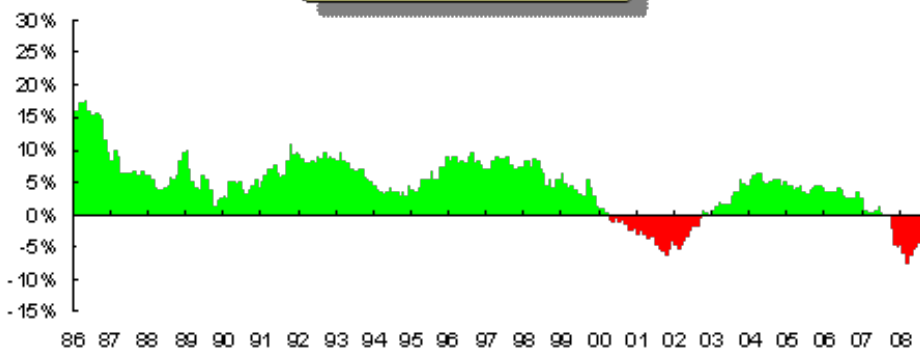
## あせらず、じっくり果樹園

果実が実を結ぶにも十分な時間が必要です。収穫を急いでしまうと、十分に熟した果実は得られません。資産運用でも同じです。あせらず、じっくりと、「果樹園」とはそういうお付き合いをしていただきたいと願います。

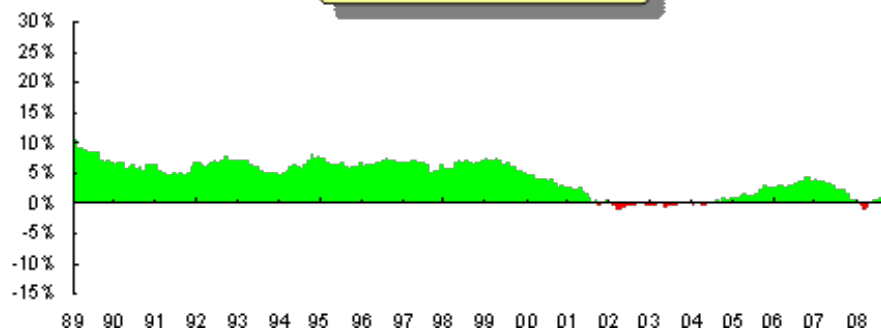
### 「果樹園」のベンチマークに、各月まで1年間投資したと仮定した場合の収益率



### 同2年間(年率)



### 同5年間(年率)



過去のデータによれば、  
長期保有によって収益の  
安定性は向上しました。

期間：1984年12月末～2009年8月末

上記のデータはあくまで本ファンドのベンチマークの動きであり、本ファンドの実績ではありません。また、信託報酬等の諸費用は考慮されていません。上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因などは考慮されておりませんので、実際の取引結果とは異なります。

## 世界分散投資とは

企業業績の動向、経済環境の状況によって有利な運用対象、また一国の他の国に対する相対的な投資価値は変わるため、それらの状況に対する判断に基づいて、運用資金の配分先をファンドの中で変化させます。投資対象の幅広い分散によって、特定の国の景気の波や経済の動向の影響を低減し、リスクを抑えることを目指します。

## 為替は100%円ヘッジを基本としています。

為替リスクを低減するため、外貨建資産に対しては、100%円ヘッジを基準として運用します。したがって、本ファンドの基準価額は為替変動の影響を受けにくくなっています。

さらに、各通貨の見通しに応じて、通貨のアクティブ運用を行い、収益の向上を目指します。

通貨のアクティブ運用では、各通貨の見通しをもとに、通貨の売買ポジションを構築します。具体的には、相対的に魅力が高いと判断される通貨を買って、魅力が低いと判断される通貨を売ります。どの通貨に投資するかは、各通貨の見通しに基づき、どの通貨を買い、または売るかを判断します。

## 「自分年金」としての「果樹園」

いま、自分の力で自分の老後に備えよう、と考える人が増えています。自分で金融商品を選び、時間をかけて自分で積み立てていく、いわば、「自分年金」の時代です。投資のリスクを分散し、小さな金額からでもコツコツと、中長期での安定した資産成長を目指す、それが「自分年金」のポイントであり、世界分散投資ファンド「果樹園」は、まさに、そんな資産運用を視野に入れたファンドであると委託会社は考えています。

本ファンドは、米国や日本で、大規模な企業・公的年金運用の実績をもつゴールドマン・サックスの世界分散投資であり、世界の先端をいく金融テクノロジーで資産を運用します。

## (2)【ファンドの仕組み】

委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

### a. 委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金（信託財産といえます。）の運用指図等を行います。なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

### b. 投資顧問会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（以下「GSAMニューヨーク」といいます。））

本ファンドの投資顧問会社として、委託会社との基本会社間投資顧問契約（以下、「投資顧問契約」といいます。）に基づき、委託会社より債券、株式、通貨の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

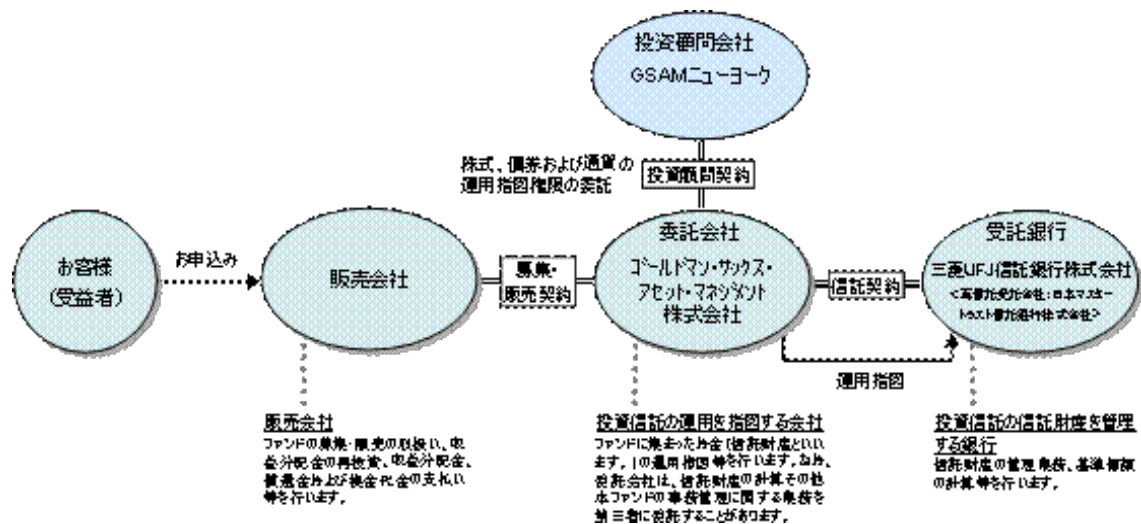
### c. 受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託銀行」といいます。））

本ファンドの受託者として、委託会社との信託契約に基づき、信託財産の管理業務、基準価額の計算等を行います。なお、上記業務の一部につき、再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

### d. 販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書（以下「募集・販売契約」といいます。）に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

## ファンド関係法人



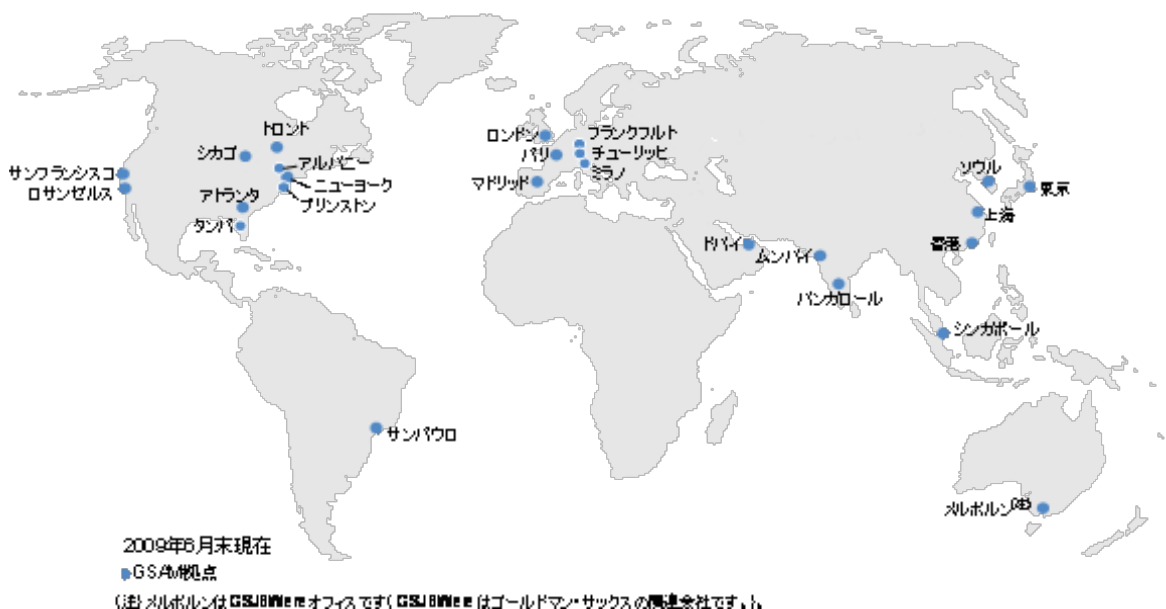
## ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (GSAM) とは

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントは、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2009年6月末現在、グループ全体で7,087億米ドル（約68.0兆円\*）の資産を運用しています。

\*米ドルの円貨換算は便宜上、2009年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=96.01円）により計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。



## 委託会社等の概況

## a. 資本金

委託会社の資本金の額は金 4 億9,000万円です（本書提出日現在）。

## b. 沿革

1996年 2月 6日 会社設立

2002年 4月 1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント株式会社に変更

## c. 大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市オールド・スリップ32番地	6,336	99
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ブロード・ストリート85番地	64	1

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### a. 基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

#### b. 本ファンドの投資態度

1. 日本を含む世界各国の債券および株式ならびに円短期金融商品に分散投資を行うことにより信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います（株式先物・債券先物取引等を含みます。非円建ての短期金融商品に投資し円ヘッジすることがあります。）。
2. 世界債券（シティグループ世界国債インデックス）50% + 世界株式（MSCIワールド・インデックス）30% + 円短期金融商品（1ヵ月円LIBOR）20%（100%為替ヘッジ）を標準的な資産配分とし、ゴールドマン・サックスのコンピュータ・モデルによる世界分散運用を行います。また、通貨においても投資収益の上昇を目指す目的で、厳格なリスク管理とゴールドマン・サックスのモデルによる通貨運用を行います。
3. 為替は100%円ヘッジを基準とすることで、円高、円安による為替変動の影響の低減を目指します。

なお、本ファンドでは、運用の効率化を図るため、関連会社に運用の指図にかかる権限を以下のとおり委託します。

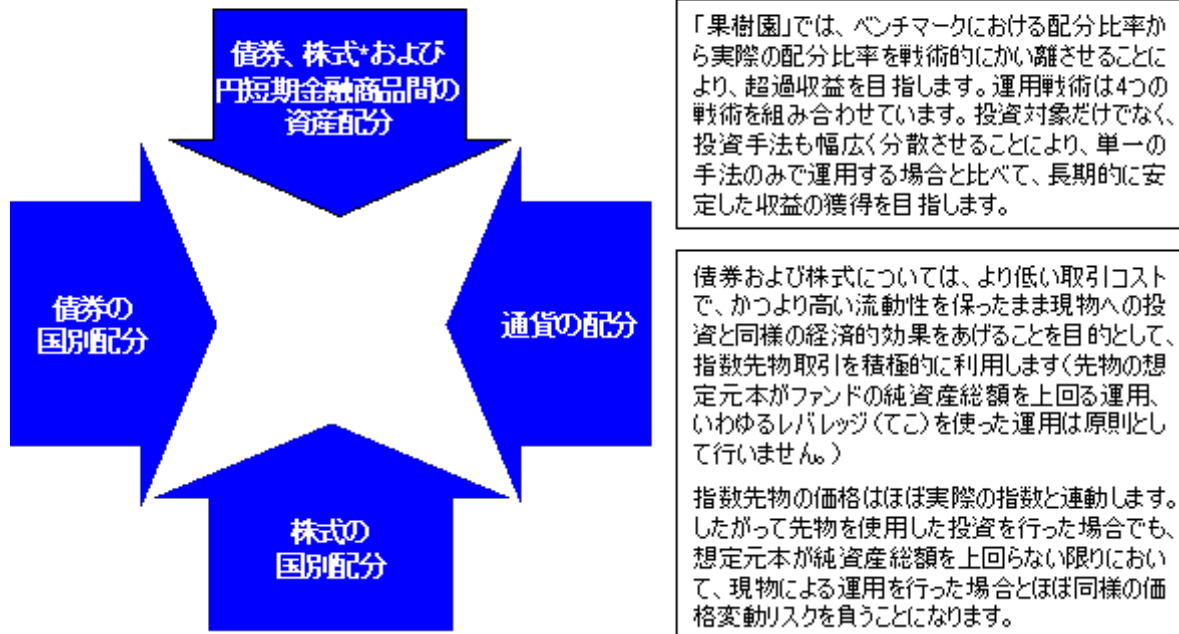
委託先の名称	委託先の所在地	委託の内容	委託にかかる費用
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSA Mニューヨーク）	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市	株式、債券および通貨の運用	別に定める取決めに基づき当事者間で支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

## c. 本ファンドの運用手法

## 運用戦略

果実を育てることにおいて「絶対」ということはありません。様々な手をつくしていても、天候、災害などにより収穫の度合いは左右されます。しかし、近年では様々な農作技術を駆使し、より安定的で、豊富な収穫を目指しています。「果樹園」でも、高度な金融技術を駆使して、より安定的で高い運用成果を目指しています。

## 「果樹園」における4つの運用戦略



\* 大型株/小型株間の配分および一般優良株/テクノロジー株間の配分を含みます。  
市場動向によっては上記の戦略が変更・追加・削除される可能性があります。

本ファンドは、厳格なリスク管理のもと、ゴールドマン・サックスの運用手法を用いて、戦略的資産配分手法（G T A A）による世界分散投資を行います。

本ファンドの運用に使われる戦略的資産配分手法では、上記の4つの運用戦略を組み合わせています。投資対象を分散するだけでなく、投資手法を幅広く分散することにより、単一の運用戦略のみで運用する場合に比べて、長期的に安定した収益の獲得を目指します。

上記の運用手法がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

## (2) 【投資対象】

## (a) 投資の対象とする資産の種類（信託約款第18条の2）

1. 本ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第28条、第29条および第30条に定めるものに限りません。)

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

## (b) 投資対象有価証券（信託約款第19条第1項）

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたG S A Mニューヨークを含みます。以下関連する限度において同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
  2. 国債証券
  3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
  8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  10. コマーシャル・ペーパー
  11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  13. 証券投資信託または外国証券投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
  17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
  19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  20. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
  21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
  22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- なお、上記1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものおよび14の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13の証券および14の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

(c) 有価証券以外の投資対象（信託約款第19条第2項）

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、以下の取引の指図をすることができます。

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
3. 信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすること。
4. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものを

いいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。))ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引(なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。))、わが国の取引所等における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所等における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引、ならびにわが国の取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること。

5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすること。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすること。
7. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき貸付の指図をすること。
8. 信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図すること。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、公社債の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定(現金を預託して相殺権を与えることを含みます。)の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(注)本書において、「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

### (3) 【運用体制】

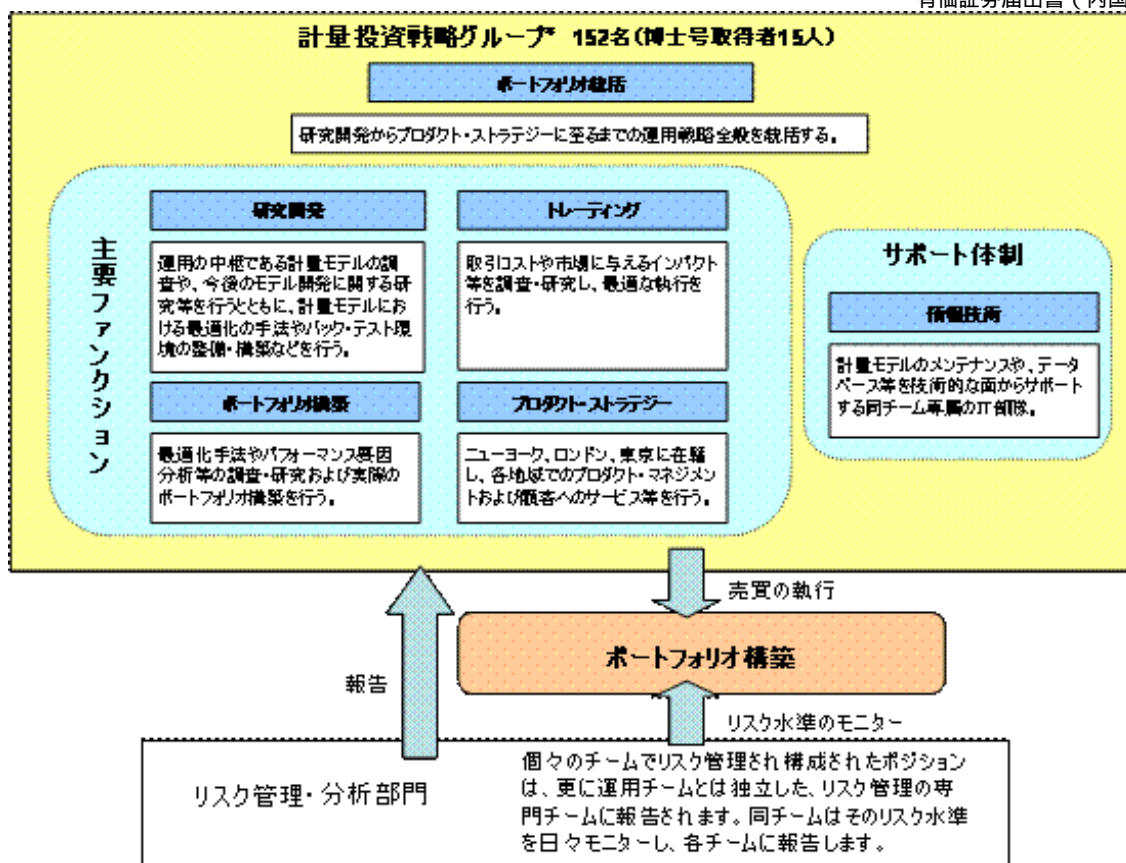
#### a. 組織

本ファンドの運用は、G S A Mニューヨークの計量投資戦略グループが主として担当します。

同グループの組織体制の特徴としては、経験・知識を共有化するチーム運用体制、豊富な実務経験と学識経験の融合といったことが挙げられます。

また、運用チームとは独立した「リスク管理・分析部門」がファンドのリスク管理を行います。





2009年7月現在

\* 委託会社グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの組織。

- (注1) リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率との乖離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。乖離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。
- (注2) 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

#### b. 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合には、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）。

#### c. 内部管理体制

委託会社は、投資監督委員会を設置しています。投資監督委員会は、委託会社の運用に関する業務において、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するという目的のため、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を行うことができます。

#### (4) 【分配方針】

年1回決算を行い、毎計算期末（毎年7月25日、ただし、休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買損益（評価損益も含まれます。）等の範囲内とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定し、原則として実績分配を行います。基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本（1万口 = 1万円）を下回る場合においても分配を行う場合があります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

(注1) 一般コースの場合、収益分配金は、原則として計算期間終了日から起算して5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

(注2) なお、累積投資コースの場合、収益分配金は、税金を差引いた後計算期間終了日の基準価額により無手数料で全

額自動的に再投資されます。

（注3）累積投資コースの場合で、収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

#### （5）【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

##### （a）信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

1. 外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。
2. 株式（新株引受権証券および新株予約証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。
3. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
4. 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
5. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
6. 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
7. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
8. デリバティブおよび外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

##### （b）信託約款上のその他の投資制限

###### 1. 投資する株式等の範囲（信託約款第23条）

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式および新株引受権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

###### 2. 信用取引の指図および範囲（信託約款25条）

信用取引により株券を売り付けることの指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

###### 3. 公社債の空売りの指図および範囲（信託約款26条）

信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

###### 4. 公社債の借入れの指図および範囲（信託約款27条）

公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

###### 5. 先物取引等の運用指図（信託約款28条）

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、以下の取引を行うことの指図をすることができます。

- ・わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引
- ・わが国の取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、以下の取引を行うことの指図をすることができます。

- ・わが国の取引所等における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所等における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引

###### 6. スワップ取引の運用指図（信託約款第29条）

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

## 7. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図（信託約款第30条）

金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

## 8. 有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第32条）

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、本ファンドの信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、本ファンドの信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

## 9. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第33条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

## 10. 外国為替予約の指図および範囲（信託約款第34条）

外国為替の売買の予約取引の指図は、本ファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、当該信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、当該信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

## 11. 資金の借入れ（信託約款第42条）

委託会社は、本ファンドの信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、当該信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

（ ）一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。

（ ）一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。

（ ）借入れ指図を行う日における当該信託財産の純資産総額の10%以内。

借入期間は、有価証券等の売却代金等の入金日までに限るものとします。

上記にかかわらず、収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

## (c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクは、本ファンドに関するすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅していないことにつき、ご注意ください。

##### (a) 元本変動リスク

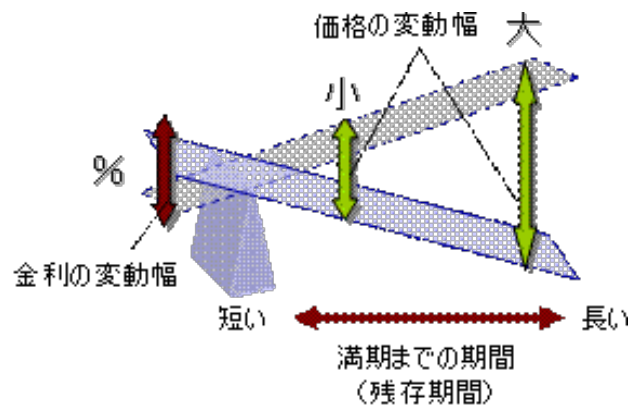
本ファンドへの投資には、資産価値に影響を及ぼす様々なリスクが伴いますので、基準価額の変動により投資元本が減少する可能性があります。したがって、元金は保証されていません。

主なリスクとしては以下のものが挙げられます。

##### 1．債券投資リスク（価格変動リスク・信用リスク）

本ファンドは債券への投資を行います。債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。また、債券への投資に際しては、発行体の債務不履行等の信用リスクを伴います。金利の変動による債券価格の変化の度合い（リスク）は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。

<金利変動と残存期間の異なる債券の価格変動幅のイメージ>



上記はあくまで例示をもって理解を深めるための概念図です。

##### 2．株式投資リスク（価格変動リスク・信用リスク）

本ファンドは、株式への投資を行いますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うこととなります。一般には株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

##### 3．為替リスク

一般的に外貨建資産への投資には為替リスクが伴いますが、本ファンドは、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。なお、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジ・コストが想定以上に発生することがあります（ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。）。

##### 4．通貨運用リスク

本ファンドは、ヘッジ目的に限らず、ファンド全体の収益の向上を目指す目的でも為替予約取引等により多通貨運用を行います。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。

##### 5．取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

##### 6．市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながる可能性があります。

##### (b) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

特定日に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

##### (c) 計量運用に関わる留意点

本ファンドは、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自の計量リスク管理モデルまたは計量モデルを

用いて運用を行います。計量モデルは仮説に基づき構成されたものであり、市場動向は必ずしもこの仮説と同様の動きを示さない場合があります。このような場合には、本ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

(d) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(e) ベンチマークに関わる留意点

本ファンドは、シティグループ世界国債インデックス、MSCIワールド・インデックスおよび1ヵ月円LIBORをそれぞれ50：30：20の割合に委託会社が合成し、100%為替円ヘッジベースに換算した指数をベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスを目指しますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。また、ベンチマークとするインデックスが下落する局面においては、一般に、本ファンドの基準価額も下落する傾向があります。

(f) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(g) お買付およびご換金の制限に関わる留意点

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、お買付およびご換金の受付けを中止またはすでに受付けたお買付およびご換金のお申込みを取消し(ご換金の場合は取消または保留)させていただくことがあります。

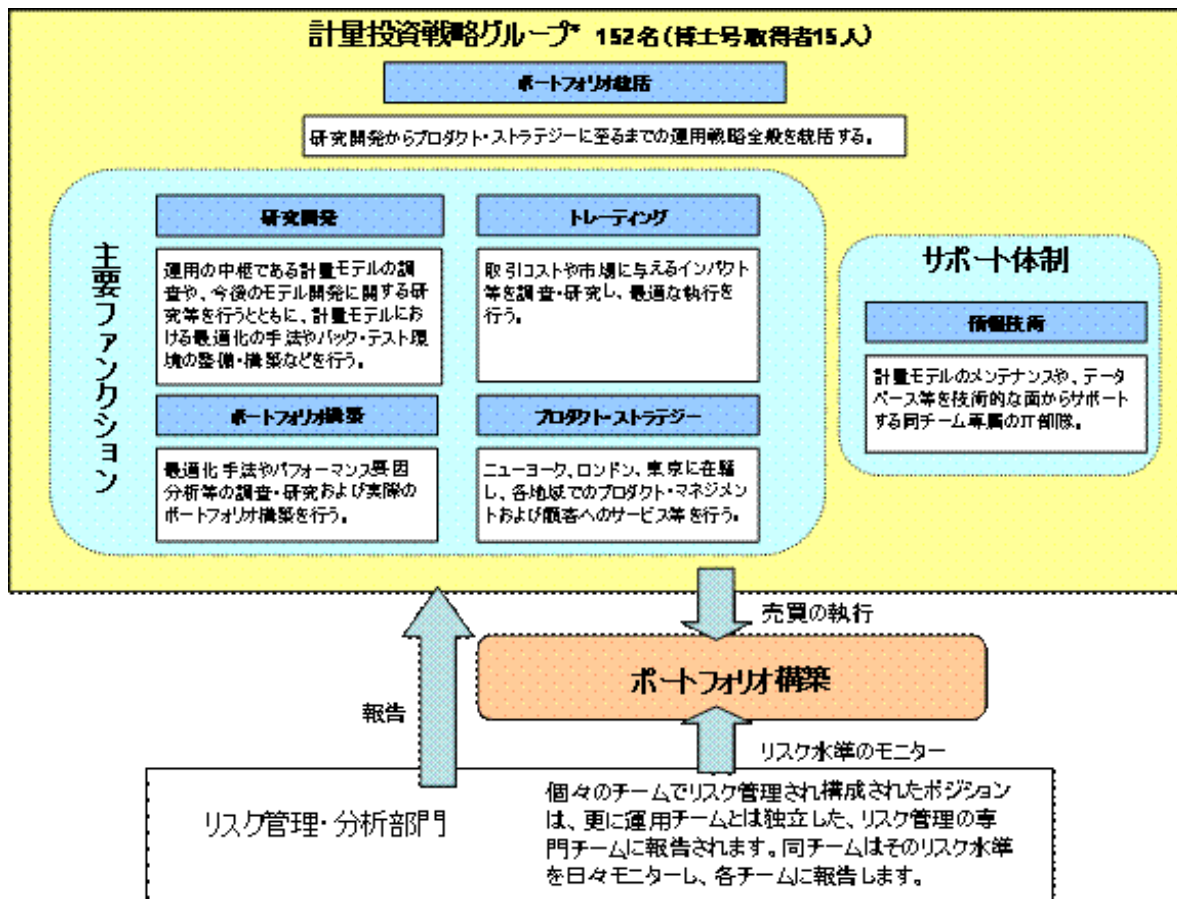
この場合、ご換金については、受益者は当該中止または保留以前に行った当日のご換金のお申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金のお申込みを撤回しない場合には、ご換金代金は、当該中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日をご換金のお申込日として計算された価額とします。

(h) その他の留意点

収益分配金、一部解約金および償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売(お買付代金の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

## (2) 投資リスクに対する管理体制



2009年7月現在

\* 委託会社グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの組織。

- (注1) リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。
- (注2) 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。



## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

(a) 2.1%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率をお申込価額(特定日の翌営業日の基準価額)に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。申込手数料は、お申込み時にご負担いただきます。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

(b) 累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

### (2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。

### (3)【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.89%（税込）を乗じて得た額とします。委託会社、販売会社および受託銀行間の配分は、以下のとおりです。なお、販売会社の間における配分については、販売会社の取扱いにかかる純資産総額に応じて決められます。

支払先	信託報酬
委託会社	年率0.840%（税込）
販売会社	年率0.945%（税込）
受託銀行	年率0.105%（税込）

委託会社の報酬には、GSAMニューヨークへの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日の属する月の25日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払います。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

### (4)【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

- (a) 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c) 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託銀行の立替えた立替金金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）

上記(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、あらかじめその金額を合理的に見積ったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または途中で、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日の属する月の25日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払います。

### (5)【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。

ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。

(個人の受益者の場合<sup>\*1</sup>)

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金 × 10% <sup>*2</sup>
換金時 (解約請求（特別解約請求制 を含みます）による場合)	所得税および地方税	譲渡益 × 10% <sup>*2</sup>
償還時	所得税および地方税	譲渡益 × 20% <sup>*2</sup>

\* 1 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

\* 2 2011年12月31日までの期間については、10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。2012年1月1日以降は、20%（所得税15%、地方税5%）となります。詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、お申込み手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

特別分配金は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。

#### < 個別元本について >

個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。なお、個別元本方式への移行時に既に受益権を保有していた場合、2000年3月31日の信託金が当該受益権にかかる個別元本となります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「累積投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の<収益分配金の課税について>をご参照ください。）

#### < 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、残りの額が普通分配金となります。

この場合、その個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

##### 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税（配当控除の適用なし）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間に支払いを受けるべきものについては10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合（申告分離課税を選択した場合に限りです。）、上場株式等の譲渡による損失（公募株式投資信託の買取差損・解約（償還）差損を含みます。）との損益通算が可能です。

##### 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、15%（所得税15%）の税



率で源泉徴収され法人の受取額となります。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間に支払いを受けるべきものについては7%（所得税7%）の税率が適用されます。所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、益金不算入制度は適用されません。

< 換金時および償還時の課税について >

個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間は10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。

また、買取差損益および解約（償還）差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、上場株式等の配当等（申告分離課税を選択した場合に限ります。）との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間は7%（所得税7%）の税率が適用されます。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

(2009年7月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	916,243,699	9.98
特殊債券	アメリカ	6,832,930,411	74.45
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,428,767,948	15.57
合計(純資産総額)		9,177,942,058	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

(2009年7月31日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	特殊 債券	FHLB DISCOUNT NT 0%	41,585,000	9,545.34	3,969,433,118	9,545.51	3,969,500,611		2009/9/4	43.25
2	アメリカ	特殊 債券	FNM DISCOUNT NT 0%	15,000,000	9,546.74	1,432,011,334	9,546.88	1,432,031,383		2009/8/3	15.60
3	アメリカ	特殊 債券	FHLB DISCOUNT NT 0%	15,000,000	9,542.33	1,431,349,886	9,542.65	1,431,398,417		2009/10/30	15.60
4	アメリカ	国債 証券	TREASURY BILL 0%	9,600,000	9,543.57	916,183,072	9,544.21	916,243,699		2009/10/1	9.98

## 種類別及び業種別投資比率

(2009年7月31日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	9.98
特殊債券	74.45
合計	84.43

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## 【投資不動産物件】

(2009年7月31日現在)

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

## 有価証券先物取引等

(2009年7月31日現在)

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建/売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額金額	評価額金額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	日本	東京証券取引所	東証東証株価指数先物	買建	2	日本円	18,550,000	19,110,000	19,110,000	0.21
	アメリカ	シカゴ商品取引所	DJIA MINI	売建	19	米ドル	860,510	863,550	82,443,118	0.90
	アメリカ	シカゴ商業取引所	S&P500 EMINI	買建	273	米ドル	13,346,970	13,407,030	1,279,969,154	13.95
	アメリカ	シカゴ商業取引所	NSDQ100 MINI	買建	25	米ドル	798,625	803,375	76,698,211	0.84
	アメリカ	インターコンチネンタル取引所	RUSSELL MINI	買建	53	米ドル	2,903,340	2,943,620	281,027,401	3.06
	カナダ	モントリオール取引所	S&P/TSE 60	買建	21	カナダドル	2,724,960	2,707,320	238,731,477	2.60
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	DAX DTB	買建	12	ユーロ	1,567,500	1,612,350	216,925,569	2.36
	イタリア	イタリア証券取引所	S&P/MIB	売建	4	ユーロ	403,720	416,280	56,006,311	0.61
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI 200	売建	13	オーストラリアドル	1,321,125	1,352,975	106,844,435	1.16
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FTSE 100	買建	100	英ポンド	4,543,500	4,606,500	726,398,985	7.91
	イギリス	OML Xロンドン	OMXS30	買建	139	スウェーデンクローナ	12,110,375	12,221,575	157,780,533	1.72
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SWISS MKT	売建	13	スイスフラン	748,020	772,200	67,837,770	0.74
	香港	香港先物取引所	HANG SENG	買建	9	香港ドル	9,071,723.96	9,090,000	111,988,800	1.22
	シンガポール	シンガポール取引所	MSCI SING	買建	32	シンガポールドル	1,983,904.04	2,022,400	133,923,328	1.46
	オランダ	アムステルダム取引所	AEX	買建	9	ユーロ	494,820	508,950	68,474,133	0.75
	スペイン	スペイン金融先物取引所(マドリード)	IBEX 35	買建	10	ユーロ	1,041,750	1,084,750	145,942,265	1.59
フランス	Marche des Options Negociables de Paris	CAC40	売建	16	ユーロ	538,720	549,760	73,964,710	0.81	

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額金額	評価額金額 (円)	投資比率 (%)
債券先物取引	日本	東京証券取引所	東証長期国債標準物先物	買建	200,000,000	日本円	276,700,000	276,240,000	276,240,000	3.01
	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 10Y	買建	37	米ドル	4,305,875	4,298,937.5	410,419,563	4.47
	カナダ	モントリオール取引所	MON 10Y	買建	46	カナダドル	5,490,560	5,482,740	483,468,013	5.27
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BUND10Y	買建	106	ユーロ	12,754,980	12,806,920	1,723,043,016	18.77
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SFE10Y	売建	8	オーストラリアドル	822,400	824,250.16	65,091,035	0.71
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	GILT	買建	70	英ポンド	8,110,900	8,119,300	1,280,332,417	13.95

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

2009年7月31日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
1期	(2000年7月25日)	10,723	10,775	1.0200	1.0250
2期	(2001年7月25日)	10,059	10,059	0.9498	0.9498
3期	(2002年7月25日)	9,384	9,384	0.8821	0.8821
4期	(2003年7月25日)	9,788	9,788	0.9578	0.9578
5期	(2004年7月26日)	10,014	10,014	0.9820	0.9820
6期	(2005年7月25日)	10,471	10,522	1.0295	1.0345
7期	(2006年7月25日)	10,607	10,607	1.0414	1.0414
8期	(2007年7月25日)	10,557	10,557	1.0379	1.0379
9期	(2008年7月25日)	9,554	9,554	0.9426	0.9426
10期	(2009年7月27日)	9,133	9,133	0.9030	0.9030
	2008年7月末日	9,647		0.9537	
	2008年8月末日	9,759		0.9646	
	2008年9月末日	9,313		0.9206	
	2008年10月末日	8,930		0.8829	
	2008年11月末日	8,854		0.8754	
	2008年12月末日	8,916		0.8816	
	2009年1月末日	8,714		0.8616	
	2009年2月末日	8,480		0.8385	
	2009年3月末日	8,578		0.8481	
	2009年4月末日	8,864		0.8764	
	2009年5月末日	8,930		0.8830	
	2009年6月末日	9,002		0.8900	
	2009年7月末日	9,177		0.9074	

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

## 【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	自 1999年7月27日 至 2000年7月25日	0.0050
第2期	自 2000年7月26日 至 2001年7月25日	0.0000
第3期	自 2001年7月26日 至 2002年7月25日	0.0000
第4期	自 2002年7月26日 至 2003年7月25日	0.0000
第5期	自 2003年7月26日 至 2004年7月26日	0.0000
第6期	自 2004年7月27日 至 2005年7月25日	0.0050
第7期	自 2005年7月26日 至 2006年7月25日	0.0000
第8期	自 2006年7月26日 至 2007年7月25日	0.0000
第9期	自 2007年7月26日 至 2008年7月25日	0.0000
第10期	自 2008年7月26日 至 2009年7月27日	0.0000

## 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)
第1期	自 1999年7月27日 至 2000年7月25日	2.5
第2期	自 2000年7月26日 至 2001年7月25日	6.9
第3期	自 2001年7月26日 至 2002年7月25日	7.1
第4期	自 2002年7月26日 至 2003年7月25日	8.6
第5期	自 2003年7月26日 至 2004年7月26日	2.5
第6期	自 2004年7月27日 至 2005年7月25日	5.3
第7期	自 2005年7月26日 至 2006年7月25日	1.2
第8期	自 2006年7月26日 至 2007年7月25日	0.3
第9期	自 2007年7月26日 至 2008年7月25日	9.2
第10期	自 2008年7月26日 至 2009年7月27日	4.2

## 6【手続等の概要】

### 1 申込（販売）手続等

(1) お買付のお申込みは、前月の特定日<sup>\*1</sup>の翌営業日から当月の特定日まで毎営業日受け付けます。当月の特定日の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）<sup>\*2</sup>までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日にお買付のお申込みが行われたものとして取扱います。

\*1 原則として毎月25日を特定日とします。ただし、国内の休業日またはニューヨーク証券取引所もしくはニューヨークの銀行の休業日（以下「国内またはニューヨークの休業日」といいます。）の場合は翌営業日とします。

\*2 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切ることがありますので、販売会社にご確認ください。

(2) 収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「累積投資コース」があります。どちらかのコースをお選びください。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。一度お選びいただいたコースは原則として途中で変更することはできません。「累積投資コース」をお申込みの場合、お買付に際して、本ファンドにかかる「累積投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）を販売会社との間で結んでいただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(3) お買付価額は、特定日の翌営業日の基準価額です。また、お申込みには申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

(4) お買付単位は、1万円以上1円単位とします。販売会社によっては最低買付単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じます。

(5) お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

### 2 換金（解約）手続等

(1) ご換金の申込みは、前月の特定日<sup>\*1</sup>の翌営業日から当月の特定日まで毎営業日受け付けます。当月の特定日の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）<sup>\*2</sup>までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日にご換金のお申込みが行われたものとして取扱います。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

\*1 原則として毎月25日（ただし、「国内またはニューヨークの休業日」の場合は翌営業日）。

\*2 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切ることがありますので、販売会社にご確認ください。

(2) ご換金は解約請求制により行うことができます。ご換金の単位は、1口単位とします。なお、販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (3) 特別解約請求制

次の事由による場合には、特定日以外であってもご換金（特別解約）を受け付けます。

1. 受益者が死亡したとき
2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
3. 受益者が破産宣告を受けたとき
4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき

なお、これらの場合には、当該事由を証する所定の書類のご提示等により、確認を行います。

(4) 一部解約の価額は、特定日の翌営業日の基準価額となります。お手取額は、基準価額から換金にかかる税金を差引いた金額となります。

詳しくは、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

(5) 一部解約金は、特定日（特別解約請求制の場合は、請求日）から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

- (6) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消させていただくことがあります。

これにより一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。

## 7【管理及び運営の概要】

### 1 資産管理等の概要

#### (1) 資産の評価

本ファンドの基準価額(1万口当たりで表示されます。)は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03(6437)6000(受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称：果樹園)。委託会社は、年1回(7月)の決算時および償還時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

#### (2) 信託期間

原則として、無期限。ただし、下記「(4) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

#### (3) 計算期間

原則として、毎年7月26日から翌年7月25日までとします。なお、第1計算期間は1999年7月27日から2000年7月25日までです。

#### (4) その他

##### a. 信託の終了

本ファンドは以下の場合には、所定の手続き\*を経て終了することがあります。

- (1) 受益権の総口数が100億口を下回ることでなくなった場合
- (2) 監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき
- (3) 委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき(ただし他の投資信託委託会社が委託者の業務を引き継ぐときを除きます。)
- (4) 受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。)
- (5) 受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないとき
- (6) 委託会社が、信託契約を解約することが受益者のため有利と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときで、受託銀行と合意する場合

\* 委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る、知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

##### b. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます\*。



\* 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

#### c. その他の契約の変更

##### (1) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

##### (2) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社（GSAMニューヨーク）との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

#### d. 反対者の買取請求権

上記a.に規定する信託契約の解約または上記b.に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記a.または上記b.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

## 2 受益者の権利等

### (1) 収益分配金の受領権に関する内容及び権利行使の手続

収益分配金は、原則として本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

上記にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、累積投資契約に基づき、受益者に対し滞りなく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

### (2) 償還金の受領権に関する内容及び権利行使の手続

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

### (3) 一部解約金の受領権に関する内容及び権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容及び権利行使の手続については、前記「6 手続等の概要 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、一部解約の実行の請求にかかる特定日（特別解約請求制の場合は、請求日）から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

### (4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日（一般コースの場合）および交付開始前（累積投資コースの場合）までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

### (5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

販売会社が収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いを怠ったことにより委託会社が損害を被った場合には、委託会社に過失がない場合に限り、受託銀行の承諾を得て委託会社は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。

(6) 換金手続等

前記「6 手続等の概要 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

## 第2【財務ハイライト情報】

- (1) 以下の情報は、「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」に記載された情報を抜粋して記載したものです。
- (2) 「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」については、あらた監査法人による監査を受けており、当該監査報告書は当有価証券届出書に添付されております。

## 1【財務諸表】

## 【ゴールドマン・サックス世界資産配分オープン 果樹園】

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第9期 (2008年7月25日現在)	第10期 (2009年7月27日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	1,279,711	26,505,117
コール・ローン	1,593,810,631	2,180,902,906
国債証券	-	910,233,208
特殊債券	7,086,350,346	5,366,366,464
派生商品評価勘定	102,476,825	492,741,518
未収利息	21,665	7,107
前払金	27,293	9,730
差入委託証拠金	1,183,313,110	366,332,184
流動資産合計	9,967,279,581	9,343,098,234
資産合計		
	9,967,279,581	9,343,098,234
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	318,276,216	124,689,221
前受金	-	141,916
未払受託者報酬	5,115,903	4,604,399
未払委託者報酬	86,970,312	78,274,661
その他未払費用	2,435,113	2,191,636
流動負債合計	412,797,544	209,901,833
負債合計		
	412,797,544	209,901,833
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	10,135,841,789	10,114,532,592
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	581,359,752	981,336,191
(分配準備積立金)	801,362,897	799,498,892
元本等合計	9,554,482,037	9,133,196,401
純資産合計		
	9,554,482,037	9,133,196,401
負債純資産合計		
	9,967,279,581	9,343,098,234

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期 自 2007年7月26日 至 2008年7月25日	第10期 自 2008年7月26日 至 2009年7月27日
<b>営業収益</b>		
受取利息	282,260,880	67,871,096
有価証券売買等損益	244	96,552
派生商品取引等損益	608,074,173	170,592,225
為替差損益	452,938,500	128,539,346
その他収益	7,193,211	6,704,082
<b>営業収益合計</b>	<b>771,558,338</b>	<b>224,459,841</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	10,546,699	9,475,466
委託者報酬	179,293,874	161,082,718
その他費用	6,119,495	6,349,591
<b>営業費用合計</b>	<b>195,960,068</b>	<b>176,907,775</b>
<b>営業損失（ ）</b>	<b>967,518,406</b>	<b>401,367,616</b>
<b>経常損失（ ）</b>	<b>967,518,406</b>	<b>401,367,616</b>
<b>当期純損失（ ）</b>	<b>967,518,406</b>	<b>401,367,616</b>
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	2,115,069	141,357
<b>期首剰余金又は期首欠損金（ ）</b>	<b>385,500,349</b>	<b>581,359,752</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額	75,180	1,352,297
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	1,352,297
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	75,180	-
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>	<b>1,531,944</b>	<b>102,477</b>
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,531,944	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	102,477
分配金	-	-
<b>期末剰余金又は期末欠損金（ ）</b>	<b>581,359,752</b>	<b>981,336,191</b>

[次へ](#)

## (3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第9期 自 2007年7月26日 至 2008年7月25日	第10期 自 2008年7月26日 至 2009年7月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>特殊債券</p> <p>個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。</p>	<p>国債証券、特殊債券</p> <p>同左</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>(1) 為替予約取引</p> <p>為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>(2) 先物取引</p> <p>個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。</p>	<p>(1) 為替予約取引</p> <p>同左</p> <p>(2) 先物取引</p> <p>同左</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。</p> <p>但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>(1) 外貨建取引等の処理基準</p> <p>同左</p> <p>(2) 計算期間の取り扱い</p> <p>2009年7月25日及びその翌日が休業日のため、本計算期間末日は2009年7月27日としております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

区分	第9期 (2008年7月25日現在)	第10期 (2009年7月27日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	10,172,302,393円	10,135,841,789円
期中追加設定元本額	3,969,876円	2,267,020円
期中一部解約元本額	40,430,480円	23,576,217円
2. 計算期間末日における 受益権の総数	10,135,841,789口	10,114,532,592口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は581,359,752円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は981,336,191円であります。

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第9期 自2007年7月26日 至2008年7月25日	第10期 自2008年7月26日 至2009年7月27日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	93,180,853円	円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	円	円
収益調整金額	6,037,514円	6,207,574円
分配準備積立金額	708,182,044円	799,498,892円
本ファンドの分配対象収益額	807,400,411円	805,706,466円
本ファンドの期末残存口数	10,135,841,789口	10,114,532,592口
1口当たり収益分配対象額	0.079657円	0.079658円
1口当たり分配金額	円	円
収益分配金金額	円	円

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	第9期(2008年7月25日現在)		第10期(2009年7月27日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
国債証券			910,233,208	92,066
特殊債券	7,086,350,346	22,631,693	5,366,366,464	1,833,360
合計	7,086,350,346	22,631,693	6,276,599,672	1,925,426

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## 取引の状況に関する事項

<p style="text-align: center;">第9期 自 2007年7月26日 至 2008年7月25日</p>	<p style="text-align: center;">第10期 自 2008年7月26日 至 2009年7月27日</p>
<p>1. 取引の内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約、株式関連及び債券関連では先物取引であります。</p> <p>2. 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。</p> <p>3. 取引の利用目的 デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。</p> <p>4. 取引に係るリスクの内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、株価、金利、為替などの市場価格が変動する事によって発生するマーケットリスク及び取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。</p> <p>5. 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。</p> <p>6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>1. 取引の内容 同左</p> <p>2. 取引に対する取組方針 同左</p> <p>3. 取引の利用目的 同左</p> <p>4. 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>5. 取引に係るリスク管理体制 同左</p> <p>6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>



## 取引の時価等に関する事項

## (1) 株式関連

区分	種類	第9期（2008年7月25日現在）				第10期（2009年7月27日現在）			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引	株価指数先物取引								
	買建	4,430,440,880		4,258,195,267	172,245,613	3,175,617,531		3,391,432,391	215,814,860
	売建	987,827,566		958,090,843	29,736,723	344,414,480		377,140,357	32,725,877
	合計	5,418,268,446		5,216,286,110	142,508,890	3,520,032,011		3,768,572,748	183,088,983

## (2) 債券関連

区分	種類	第9期（2008年7月25日現在）				第10期（2009年7月27日現在）			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引	債券先物取引								
	買建	5,350,889,608		5,342,202,904	8,686,704	4,174,247,386		4,144,989,876	29,257,510
	売建	327,925,341		330,531,166	2,605,825	65,181,620		63,801,792	1,379,828
	合計	5,678,814,949		5,672,734,070	11,292,529	4,239,429,006		4,208,791,668	27,877,682

## (3) 通貨関連

区分	種類	第9期（2008年7月25日現在）				第10期（2009年7月27日現在）			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引 以外の取引	為替予約取引								
	買建								
	米ドル	375,469,090		374,752,000	717,090	525,687,250		521,400,000	4,287,250
	カナダドル	679,254,440		674,496,000	4,758,440	200,806,650		209,304,000	8,497,350
	ユーロ	423,314,400		426,843,000	3,528,600	409,164,600		403,680,000	5,484,600
	英ポンド	799,633,550		815,263,000	15,629,450	317,600,006		321,131,250	3,531,244
	スイスフラン	90,403,425		90,405,000	1,575	10,796,762		11,053,750	256,988
	スウェーデン クローナ	142,040,000		141,280,000	760,000	303,866,406		304,320,000	453,594
	ノルウェー クローネ	1,117,577,000		1,111,860,000	5,717,000	258,579,000		272,880,000	14,301,000
	オーストラリ アドル					457,193,850		455,716,000	1,477,850
	ニュージーラ ンドドル					307,168,940		309,400,000	2,231,060
	香港ドル	8,228,280		8,250,000	21,720				
	シンガポール ドル	116,790,000		118,155,000	1,365,000	45,060,610		46,053,000	992,390
	売建								
	米ドル	7,085,547,608		7,150,818,100	65,270,492	6,959,289,100		6,748,500,000	210,789,100
	カナダドル	423,530,000		432,099,000	8,569,000	132,391,350		130,815,000	1,576,350
	ユーロ	42,155,625		41,820,000	335,625	507,857,737		504,600,000	3,257,737
	英ポンド	468,010,375		463,137,500	4,872,875	353,885,625		350,325,000	3,560,625
	スイスフラン	270,406,125		271,215,000	808,875	33,706,712		33,161,250	545,462
	スウェーデン クローナ	109,355,500		109,512,000	156,500	631,761,800		659,360,000	27,598,200
	ノルウェー クローネ	369,867,600		370,620,000	752,400	426,048,000		424,480,000	1,568,000
	オーストラリ アドル	602,067,160		610,134,000	8,066,840				
	ニュージーラ ンドドル	731,118,160		723,856,000	7,262,160				
	シンガポール ドル	292,010,660		291,449,000	561,660	13,286,000		13,158,000	128,000
	合計	14,146,778,998		14,225,964,600	61,997,972	11,894,150,398		11,719,337,250	212,841,000

## (注) 時価の算定方法

## ・先物取引

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
2. 計算期間末日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

## ・為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
  - (1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
  - (2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

## (関連当事者との取引に関する注記)

区分	第9期 自 2007年7月26日 至 2008年7月25日			第10期 自 2008年7月26日 至 2009年7月27日		
	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該計算期間の末日における残高	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該計算期間の末日における残高
Goldman Sachs & Co. (投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託会社の利害関係人等)	有価証券等 売買手数料	先物 4,890,254円				

## (注) 取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。

## (1口当たり情報)

区分	第9期 (2008年7月25日現在)	第10期 (2009年7月27日現在)
1口当たり純資産額	0.9426円	0.9030円

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

### 第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

- a 受益権の名義書換え  
該当事項はありません。
- b 受益者に対する特典  
該当事項はありません。
- c 受益権の譲渡制限  
該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。
- d その他  
本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

### 第4【ファンドの詳細情報の項目】

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
  - 1 申込（販売）手続等
  - 2 換金（解約）手続等
- 第3 管理及び運営
  - 1 資産管理等の概要
    - (1) 資産の評価
    - (2) 保管
    - (3) 信託期間
    - (4) 計算期間
    - (5) その他
  - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
  - 1 財務諸表
  - 2 ファンドの現況
- 第5 設定及び解約の実績

## 第三部【ファンドの詳細情報】

### 第1【ファンドの沿革】

本ファンドの信託設定日は1999年7月27日であり、同日より運用を開始しました。

### 第2【手続等】

#### 1【申込（販売）手続等】

- (1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付の申込みを行うものとします。お買付のお申込みは、前月の特定日<sup>\*1</sup>の翌営業日から当月の特定日の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）<sup>\*2</sup>までとします。かかる受付時間までにお買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日にお買付のお申込みが行われたものとして取扱います。

\*1 原則として毎月25日を特定日とします。ただし、25日が国内の休業日またはニューヨーク証券取引所もしくはニューヨークの銀行の休業日（以下「国内またはニューヨークの休業日」といいます。）の場合は翌営業日とします。

\*2 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切ることがありますので、販売会社にご確認ください。

- (2) 収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「累積投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取り扱いとなる場合があります。一度お選びいただいたコースは原則として途中で変更することはできません。「累積投資コース」をお申し込みいただく方は、お買付に際して、本ファンドにかかる「累積投資契約」（別の名称で同様の契約を含みます。）を販売会社との間で結んでいただきます。ただし、販売会社によっては、累積投資コースを申し込まれた場合でも、分配金を定期的に受け取る旨の契約を締結することもできます。

- (3) お買付価格は、特定日の翌営業日の基準価格です。また、お申込みには申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価格とします。最新の基準価格は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価格が掲載されます（略称：果樹園）。

- (4) お買付単位は、1万円以上1円単位とします。販売会社によっては最低買付単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じます。

- (5) お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- (6) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価格の計算が不能となった場合、計算された基準価格の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

#### 2【換金（解約）手続等】

- (1) ご換金の申込みは、前月の特定日<sup>\*1</sup>の翌営業日から当月の特定日の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）<sup>\*2</sup>までとします。かかる受付時間までにご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日にご換金のお申込みが行われたものとして取扱います。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

\*1 原則として毎月25日（ただし、「国内またはニューヨークの休業日」の場合は翌営業日）。

\*2 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切ることがありますので、販売会社にご確認ください。

- (2) ご換金は解約請求制により行うことができます。ご換金の単位は、1口単位とします。なお、販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- (3) 特別解約請求制

受益者（受益者死亡の場合にはその相続人）は、次の事由により、一部解約の実行の請求をすることができます。この場合において、販売会社は、当該事由の発生を確認のうえ、当該請求日を一部解約の実行の請求日として、一部解約の実行の

請求を受付けます。なお、委託会社または販売会社は、当該受益者（受益者死亡の場合にはその相続人）に対し、当該事由を証する書類の提示を求める等して当該事由の発生を確認するものとします。

- 1．受益者が死亡したとき
- 2．受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
- 3．受益者が破産宣告を受けたとき
- 4．受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき

委託会社は、一部解約の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。

- (4) 一部解約の価額は、特定日（特別解約請求制の場合は、請求日）の翌営業日の基準価額となります。手取り額は、基準価額から、換金にかかる税金を差引いた金額となります。

詳しくは、「第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

- (5) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03 (6437) 6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：果樹園）。

- (6) 一部解約金は、特定日（特別解約請求制の場合は、請求日）から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

- (7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があるときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消させていただくことがあります。これにより一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。

- (8) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要

(5) その他 b．約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 a．信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

### 第3【管理及び運営】

#### 1【資産管理等の概要】

##### (1)【資産の評価】

本ファンド1万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの金額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：果樹園）。年1回（7月）の決算時および償還時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

##### (2)【保管】

該当事項はありません。

##### (3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は1999年7月27日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a . 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

##### (4)【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎年7月26日から翌年7月25日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は1999年7月27日から2000年7月25日までとします。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

##### (5)【その他】

###### a . 信託の終了

###### (a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、本ファンドの受益権総口数が100億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、本ファンドにかかる信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

###### (b) その他の事由による信託の終了

監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、信託は下記b . に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときには（新受託者の選任を行う場合は、下記b . に定める手続を準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託者としての任務を辞任することができます。また、委託会社は信託約款に定める場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託銀行を解任することができます。

また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行

ません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

#### b. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

#### c. その他の契約の変更

##### (a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

##### (b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社（GSAMニューヨーク）との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

#### d. 反対者の買取請求権

上記a.に規定する信託契約の解約または上記b.に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記a.または上記b.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

#### e. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。委託会社は分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### f. 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託銀行の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- ・委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- ・委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- ・委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること



- ・ 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務を、受託銀行および委託会社が適当と認める者（受託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- ・ 信託財産の保存に係る業務
- ・ 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- ・ 委託会社のみの方図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- ・ 受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

#### g. 混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本g.において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### h. 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前段落ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### i. 有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### j. 再投資の指図

委託会社は、上記による売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

## 2【受益者の権利等】

### (1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

収益分配金は、原則として本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

上記にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、累積投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

### (2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

### (3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 手続等 2 換金(解約)手続等」をご覧ください。

一部解約金は、一部解約の実行の請求にかかる特定日(特別解約請求制の場合は、請求日)から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日(一般コースの場合)および交付開始前(累積投資コースの場合)までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって、委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額)を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

販売会社が収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いを怠ったことにより委託会社が損害を被った場合には、委託会社は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。

(6) 換金手続等

前記「第2 手続等 2 換金(解約)手続等」をご覧ください。

## 第4【ファンドの経理状況】

- (1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期計算期間（2007年7月26日から2008年7月25日まで）及び第10期計算期間（2008年7月26日から2009年7月27日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【ゴールドマン・サックス世界資産配分オープン 果樹園】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 (2008年7月25日現在)	第10期 (2009年7月27日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	1,279,711	26,505,117
コール・ローン	1,593,810,631	2,180,902,906
国債証券	-	910,233,208
特殊債券	7,086,350,346	5,366,366,464
派生商品評価勘定	102,476,825	492,741,518
未収利息	21,665	7,107
前払金	27,293	9,730
差入委託証拠金	1,183,313,110	366,332,184
流動資産合計	9,967,279,581	9,343,098,234
資産合計	9,967,279,581	9,343,098,234
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	318,276,216	124,689,221
前受金	-	141,916
未払受託者報酬	5,115,903	4,604,399
未払委託者報酬	86,970,312	78,274,661
その他未払費用	2,435,113	2,191,636
流動負債合計	412,797,544	209,901,833
負債合計	412,797,544	209,901,833
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	10,135,841,789	10,114,532,592
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	581,359,752	981,336,191
(分配準備積立金)	801,362,897	799,498,892
元本等合計	9,554,482,037	9,133,196,401
純資産合計	9,554,482,037	9,133,196,401
負債純資産合計	9,967,279,581	9,343,098,234

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第9期 自 2007年7月26日 至 2008年7月25日	第10期 自 2008年7月26日 至 2009年7月27日
<b>営業収益</b>		
受取利息	282,260,880	67,871,096
有価証券売買等損益	244	96,552
派生商品取引等損益	608,074,173	170,592,225
為替差損益	452,938,500	128,539,346
その他収益	7,193,211	6,704,082
<b>営業収益合計</b>	<b>771,558,338</b>	<b>224,459,841</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	10,546,699	9,475,466
委託者報酬	179,293,874	161,082,718
その他費用	6,119,495	6,349,591
<b>営業費用合計</b>	<b>195,960,068</b>	<b>176,907,775</b>
<b>営業損失( )</b>	<b>967,518,406</b>	<b>401,367,616</b>
経常損失( )	967,518,406	401,367,616
<b>当期純損失( )</b>	<b>967,518,406</b>	<b>401,367,616</b>
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	2,115,069	141,357
<b>期首剰余金又は期首欠損金( )</b>	<b>385,500,349</b>	<b>581,359,752</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額	75,180	1,352,297
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	1,352,297
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	75,180	-
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>	<b>1,531,944</b>	<b>102,477</b>
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,531,944	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	102,477
分配金	-	-
<b>期末剰余金又は期末欠損金( )</b>	<b>581,359,752</b>	<b>981,336,191</b>

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第9期 自 2007年7月26日 至 2008年7月25日	第10期 自 2008年7月26日 至 2009年7月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>特殊債券</p> <p>個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。</p>	<p>国債証券、特殊債券</p> <p>同左</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>(1) 為替予約取引</p> <p>為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>(2) 先物取引</p> <p>個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。</p>	<p>(1) 為替予約取引</p> <p>同左</p> <p>(2) 先物取引</p> <p>同左</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。</p> <p>但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>(1) 外貨建取引等の処理基準</p> <p>同左</p> <p>(2) 計算期間の取り扱い</p> <p>2009年7月25日及びその翌日が休業日のため、本計算期間末日は2009年7月27日としております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

区分	第9期 (2008年7月25日現在)	第10期 (2009年7月27日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	10,172,302,393円	10,135,841,789円
期中追加設定元本額	3,969,876円	2,267,020円
期中一部解約元本額	40,430,480円	23,576,217円
2. 計算期間末日における 受益権の総数	10,135,841,789口	10,114,532,592口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は581,359,752円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は981,336,191円であります。

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第9期 自2007年7月26日 至2008年7月25日	第10期 自2008年7月26日 至2009年7月27日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	93,180,853円	円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	円	円
収益調整金額	6,037,514円	6,207,574円
分配準備積立金額	708,182,044円	799,498,892円
本ファンドの分配対象収益額	807,400,411円	805,706,466円
本ファンドの期末残存口数	10,135,841,789口	10,114,532,592口
1口当たり収益分配対象額	0.079657円	0.079658円
1口当たり分配金額	円	円
収益分配金金額	円	円

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	第9期(2008年7月25日現在)		第10期(2009年7月27日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
国債証券			910,233,208	92,066
特殊債券	7,086,350,346	22,631,693	5,366,366,464	1,833,360
合計	7,086,350,346	22,631,693	6,276,599,672	1,925,426

## (デリバティブ取引等に関する注記)

## 取引の状況に関する事項

<p style="text-align: center;">第9期 自 2007年7月26日 至 2008年7月25日</p>	<p style="text-align: center;">第10期 自 2008年7月26日 至 2009年7月27日</p>
<p>1. 取引の内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約、株式関連及び債券関連では先物取引であります。</p> <p>2. 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。</p> <p>3. 取引の利用目的 デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。</p> <p>4. 取引に係るリスクの内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、株価、金利、為替などの市場価格が変動する事によって発生するマーケットリスク及び取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。</p> <p>5. 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。</p> <p>6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>1. 取引の内容 同左</p> <p>2. 取引に対する取組方針 同左</p> <p>3. 取引の利用目的 同左</p> <p>4. 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>5. 取引に係るリスク管理体制 同左</p> <p>6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>



## 取引の時価等に関する事項

## (1) 株式関連

区分	種類	第9期（2008年7月25日現在）				第10期（2009年7月27日現在）			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引	株価指数先物取引								
	買建	4,430,440,880		4,258,195,267	172,245,613	3,175,617,531		3,391,432,391	215,814,860
	売建	987,827,566		958,090,843	29,736,723	344,414,480		377,140,357	32,725,877
	合計	5,418,268,446		5,216,286,110	142,508,890	3,520,032,011		3,768,572,748	183,088,983

## (2) 債券関連

区分	種類	第9期（2008年7月25日現在）				第10期（2009年7月27日現在）			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引	債券先物取引								
	買建	5,350,889,608		5,342,202,904	8,686,704	4,174,247,386		4,144,989,876	29,257,510
	売建	327,925,341		330,531,166	2,605,825	65,181,620		63,801,792	1,379,828
	合計	5,678,814,949		5,672,734,070	11,292,529	4,239,429,006		4,208,791,668	27,877,682

## (3) 通貨関連

区分	種類	第9期（2008年7月25日現在）				第10期（2009年7月27日現在）			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	買建								
	米ドル	375,469,090		374,752,000	717,090	525,687,250		521,400,000	4,287,250
	カナダドル	679,254,440		674,496,000	4,758,440	200,806,650		209,304,000	8,497,350
	ユーロ	423,314,400		426,843,000	3,528,600	409,164,600		403,680,000	5,484,600
	英ポンド	799,633,550		815,263,000	15,629,450	317,600,006		321,131,250	3,531,244
	スイスフラン	90,403,425		90,405,000	1,575	10,796,762		11,053,750	256,988
	スウェーデン クローナ	142,040,000		141,280,000	760,000	303,866,406		304,320,000	453,594
	ノルウェー クローネ	1,117,577,000		1,111,860,000	5,717,000	258,579,000		272,880,000	14,301,000
	オーストラリ アドル					457,193,850		455,716,000	1,477,850
	ニュージーラ ンドドル					307,168,940		309,400,000	2,231,060
	香港ドル	8,228,280		8,250,000	21,720				
	シンガポール ドル	116,790,000		118,155,000	1,365,000	45,060,610		46,053,000	992,390
	売建								
	米ドル	7,085,547,608		7,150,818,100	65,270,492	6,959,289,100		6,748,500,000	210,789,100
	カナダドル	423,530,000		432,099,000	8,569,000	132,391,350		130,815,000	1,576,350
	ユーロ	42,155,625		41,820,000	335,625	507,857,737		504,600,000	3,257,737
	英ポンド	468,010,375		463,137,500	4,872,875	353,885,625		350,325,000	3,560,625
	スイスフラン	270,406,125		271,215,000	808,875	33,706,712		33,161,250	545,462
	スウェーデン クローナ	109,355,500		109,512,000	156,500	631,761,800		659,360,000	27,598,200
	ノルウェー クローネ	369,867,600		370,620,000	752,400	426,048,000		424,480,000	1,568,000
	オーストラリ アドル	602,067,160		610,134,000	8,066,840				
	ニュージーラ ンドドル	731,118,160		723,856,000	7,262,160				
	シンガポール ドル	292,010,660		291,449,000	561,660	13,286,000		13,158,000	128,000
	合計	14,146,778,998		14,225,964,600	61,997,972	11,894,150,398		11,719,337,250	212,841,000

## (注) 時価の算定方法

## ・先物取引

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
2. 計算期間末日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

## ・為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
  - (1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
  - (2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

## (関連当事者との取引に関する注記)

区分	第9期 自 2007年7月26日 至 2008年7月25日			第10期 自 2008年7月26日 至 2009年7月27日		
	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該計算期間の末日における残高	取引の内容	取引の種類別の取引金額	取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該計算期間の末日における残高
Goldman Sachs & Co. (投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託会社の利害関係人等)	有価証券等 売買手数料	先物 4,890,254円				

## (注) 取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。

## (1口当たり情報)

区分	第9期 (2008年7月25日現在)	第10期 (2009年7月27日現在)
1口当たり純資産額	0.9426円	0.9030円

## (重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (4) 【附属明細表】

## 有価証券明細表

## (ア) 株式

該当事項はありません。

## (イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	国債証券	TREASURY BILL 0%	9,600,000.00	9,596,554.65	
	特殊債券	FHLB DISCOUNT NT 0%	41,585,000.00	41,577,805.79	
		FNM DISCOUNT NT 0%	15,000,000.00	14,999,595.00	
小計				66,173,955.44	
				(6,276,599,672)	
合計				6,276,599,672 (6,276,599,672)	

- (注) 1. 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。  
 2. 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。  
 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 1銘柄	14.5%	100.0%
	特殊債券 2銘柄	85.5%	

## 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(3) 注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(2009年7月31日現在)

資産総額	10,753,929,929円
負債総額	1,575,987,871円
純資産総額（ - ）	9,177,942,058円
発行済口数	10,114,532,592口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9074円

## 第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期	自 1999年7月27日 至 2000年7月25日	10,567,161,274 (0)	53,996,249 (0)	10,513,165,025 (0)
第2期	自 2000年7月26日 至 2001年7月25日	82,729,258 (0)	4,692,010 (0)	10,591,202,273 (0)
第3期	自 2001年7月26日 至 2002年7月25日	53,598,080 (0)	5,864,496 (0)	10,638,935,857 (0)
第4期	自 2002年7月26日 至 2003年7月25日	3,229,602 (0)	422,740,382 (0)	10,219,425,077 (0)
第5期	自 2003年7月26日 至 2004年7月26日	18,466,441 (0)	40,486,759 (0)	10,197,404,759 (0)
第6期	自 2004年7月27日 至 2005年7月25日	1,617,514 (0)	27,604,419 (0)	10,171,417,854 (0)
第7期	自 2005年7月26日 至 2006年7月25日	38,609,583 (0)	23,982,062 (0)	10,186,045,375 (0)
第8期	自 2006年7月26日 至 2007年7月25日	27,436,418 (0)	41,179,400 (0)	10,172,302,393 (0)
第9期	自 2007年7月26日 至 2008年7月25日	3,969,876 (0)	40,430,480 (0)	10,135,841,789 (0)
第10期	自 2008年7月26日 至 2009年7月27日	2,267,020 (0)	23,576,217 (0)	10,114,532,592 (0)

(注1) ( )内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

(注2) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

## 第四部【特別情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額：金 4 億9,000万円

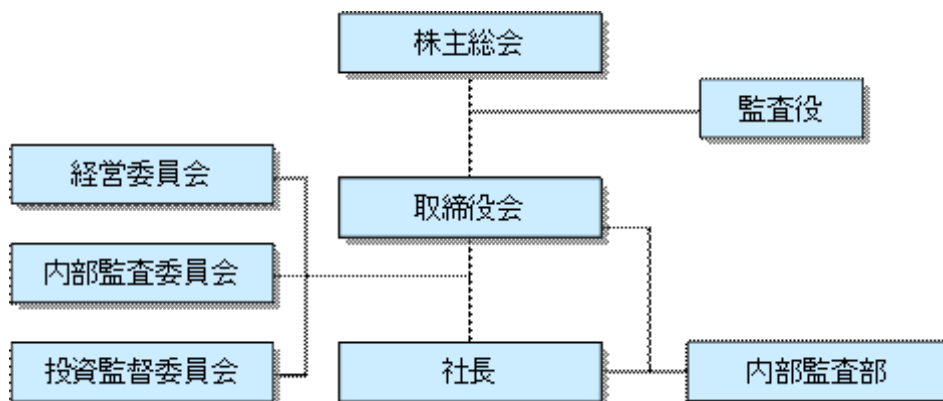
発行する株式の総数：8,000株

発行済株式の総数：6,400株

最近5年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

##### (2) 委託会社等の機構

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する権限を保持し、執行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関として内部監査委員会をおきます。内部監査委員会は、取締役会に直属し、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。投資監督委員会は、運用管理に関する重要事項およびこれらについての基本方針の策定ならびに運用に関する評価を行います。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

##### 投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほかに、運用投資戦略部、マルチプロダクト・ファンド室およびオルタナティブ投資室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネージメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネージメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

### 事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

### 委託会社の運用するファンド

委託会社が運用するファンドの種類別本数は以下のとおりです（マザーファンドを除き計101本）。純資産総額の合計は、マザーファンドを除き1,643,295,283,473円です。

2009年08月31日現在

ファンドの基本的性格	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託 / 国内株式型	29	356,695,181,998
追加型株式投資信託 / バランス型	33	628,131,339,936
追加型株式投資信託 / 国際株式型	14	162,540,623,963
追加型株式投資信託 / 派生商品型	8	19,041,572,532
追加型証券投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ	17	476,886,565,044
親投資信託	30	1,166,467,931,381



### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

#### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第14期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

期別		第13期 (平成20年3月31日現在)			第14期 (平成21年3月31日現在)		
資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金・預金			20,633,688			10,011,133	
有価証券			-			5,000,000	
支払委託金			26			25	
収益分配金		26			25		
前払費用			61,332			63,907	
前払金			-			178,141	
未収委託者報酬			1,954,533			1,238,764	
未収運用受託報酬			1,158,119			602,757	
未収収益	* 1		302,947			90,537	
未収還付法人税等			-			1,166,190	
未収消費税等			-			144,192	
立替金	* 1		238,533			177,919	
預け金			823,248			-	
繰延税金資産			704,568			209,183	
流動資産計			25,876,998	84.4		18,882,753	87.7
固定資産							
無形固定資産			250,829			191,869	
ソフトウェア		250,134			191,175		
その他の無形固定資産		694			694		
投資その他の資産			4,533,977			2,445,678	
投資有価証券		2,597,580			1,184,859		
長期差入保証金		25,000			-		
繰延税金資産		1,835,253			1,254,574		
その他の投資等		76,144			6,245		
固定資産計			4,784,806	15.6		2,637,548	12.3
資産合計			30,661,805	100.0		21,520,301	100.0

期別	第13期 (平成20年3月31日現在)				第14期 (平成21年3月31日現在)		
負債の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			4,267			2,843	
未払金			750,440			480,304	
未払収益分配金		47			73		
未払償還金		72			72		
未払手数料		749,178			480,159		
その他未払金		1,141			-		
未払費用	* 1		4,190,487			1,526,624	
前受収益			-			958	
役員賞与引当金			27,830			15,617	
未払法人税等			1,756,244			-	
未払消費税等			85,903			-	
流動負債計			6,815,172	22.2		2,026,349	9.4
固定負債							
長期未払費用	* 1		3,872,907			2,269,841	
長期借入金	* 1		5,000,000			-	
役員退職慰労引当金			900,990			774,132	
その他固定負債			650			650	
固定負債計			9,774,548	31.9		3,044,624	14.2
特別法上の準備金							
金融商品取引責任準備金			-			0	
特別法上の準備金計			-			0	0.0
負債合計			16,589,721	54.1		5,070,974	23.6

期別		第13期 (平成20年3月31日現在)			第14期 (平成21年3月31日現在)		
純資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			490,000			490,000	
資本剰余金			390,000			390,000	
資本準備金		390,000			390,000		
利益剰余金			13,246,898			15,550,494	
その他利益剰余金		13,246,898			15,550,494		
繰越利益剰余金		13,246,898			15,550,494		
株主資本合計			14,126,898	46.1		16,430,494	76.3
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		54,814			18,832		
評価・換算差額等合計			54,814	0.2		18,832	0.1
純資産合計			14,072,083	45.9		16,449,327	76.4
負債・純資産合計			30,661,805	100.0		21,520,301	100.0

## (2)【損益計算書】

期別		第13期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日			第14期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日				
		科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常 損益 の部	営業 損益 の部	営業収益		千円	千円	%	千円	千円	%
		委託者報酬			19,434,127		13,274,586		
		運用受託報酬	* 2		5,956,464		4,433,223		
		その他営業収益	* 2		1,738,458		1,221,154		
		営業収益計			27,129,050	100.0	18,928,964	100.0	
		営業費用							
		支払手数料			8,188,620		6,269,299		
		広告宣伝費			385,347		201,682		
		調査費			1,697,104		1,550,486		
		調査費		124			1		
		委託調査費	* 2	1,696,980			1,550,484		
		委託計算費			318,677		262,581		
		営業雑経費			805,905		667,778		
		通信費		299,260			264,744		
		印刷費		475,240			368,837		
		協会費		31,404			34,196		
		営業費用計			11,395,655	42.0	8,951,829	47.3	
		一般管理費							
		給料			6,869,229		4,654,254		
		役員報酬		435,616			18,004		
		給料・手当		2,763,612			2,666,694		
		賞与		1,916,804			317,205		
		株式従業員報酬	* 1,2	527,516			334,490		
		その他の報酬		1,225,680			1,317,859		
		交際費			55,152		34,974		
		寄付金			4,959		21,140		
		旅費交通費			287,861		175,670		
		租税公課			88,876		37,041		
		不動産賃借料			474,054		476,823		
		退職給付費用			1,370,867		107,546		
		役員退職慰労引当金 繰入額			226,617		-		
役員賞与引当金繰入 額			53,415		-				
固定資産減価償却費			48,314		58,959				
事務委託費			474,596		379,680				
諸経費			795,655		570,468				
一般管理費計			10,749,601	39.6	6,516,558	34.4			
営業利益			4,983,793	18.4	3,460,576	18.3			

期別		第13期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日			第14期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日			
		科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額
経常損益の部	営業外収益							
	有価証券分配金				78,024		-	
	受取利息				43,754		74,722	
	有価証券売却益				21		-	
	株式従業員報酬	*1,2			464,384		758,109	
	役員退職慰労引当金 戻入益				-		107,770	
	役員賞与引当金戻入 益				-		630	
	雑益				648		100	
	営業外収益計				586,832	2.2	941,333	5.0
	営業外費用							
	支払利息	*2			18,533		35,664	
	為替差損				119,113		85,114	
	投資有価証券売却損				-		406,355	
	雑損				-		2	
営業外費用計				137,646	0.5	527,136	2.8	
経常利益				5,432,980	20.0	3,874,773	20.5	

期別		第13期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日			第14期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日				
		科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
特別 損益 の部	特別利益								
	特別利益計				-	0.0		-	0.0
	特別損失								
	投資有価証券評価減				-			189,050	
	金融商品取引責任準備 金繰入額				-			0	
	特別損失計				-	0.0		189,051	1.0
税引前当期純利益					5,432,980	20.0		3,685,721	19.5
法人税、住民税及び事業税					3,074,404	11.3		356,586	1.9
法人税等調整額					833,483	3.1		1,025,538	5.4
当期純利益					3,192,059	11.8		2,303,596	12.2

## （ 3 ） 【 株主資本等変動計算書 】

第13期  
（ 自平成19年 4 月 1 日 至平成20年 3 月31日 ）

（ 単位：千円 ）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算差 額等 合計	
		資本準備 金	資本剰余 金合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計				
平成19年 3 月31日残高	490,000	390,000	390,000	10,054,838	10,054,838	10,934,838	403	403	10,935,242
事業年度中の変動額									
当期純利益				3,192,059	3,192,059	3,192,059			3,192,059
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）						-	55,217	55,217	55,217
事業年度中の変動額 合計	-	-	-	3,192,059	3,192,059	3,192,059	55,217	55,217	3,136,841
平成20年 3 月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,246,898	13,246,898	14,126,898	54,814	54,814	14,072,083

第14期  
（ 自平成20年 4 月 1 日 至平成21年 3 月31日 ）

（ 単位：千円 ）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算差 額等 合計	
		資本準備 金	資本剰余 金合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計				
平成20年 3 月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,246,898	13,246,898	14,126,898	54,814	54,814	14,072,083
事業年度中の変動額									
当期純利益				2,303,596	2,303,596	2,303,596			2,303,596
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）						-	73,646	73,646	73,646
事業年度中の変動額 合計	-	-	-	2,303,596	2,303,596	2,303,596	73,646	73,646	2,377,243
平成21年 3 月31日残高	490,000	390,000	390,000	15,550,494	15,550,494	16,430,494	18,832	18,832	16,449,327



## 重要な会計方針

区分	第13期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第14期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入する方法によっております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p>	<p>その他有価証券 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>無形固定資産 同左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。</p> <p>(3) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>(1) 役員賞与引当金 同左</p> <p>(2) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(3) 貸倒引当金 同左</p> <p>(4) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。</p>

区分	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されており ます、ザ・ゴールドマン・サックス・グ ループ・インク株式に係る報酬につい ては、企業会計基準第8号「ストック ・オプション等に関する会計基準」及 び企業会計基準適用指針第11号「ス tock・オプション等に関する会計基 準の適用指針」に準じて、権利付与日 公正価値及び付与された株数に基づき 計算される費用を権利確定計算期間に わたり人件費（営業費用及び一般管理 費）として処理しております。また、ザ ・ゴールドマン・サックス・グループ ・インクおよびゴールドマン・サック ス・ジャパン・ホールディングス有限 会社との契約に基づき当社が負担す る、権利付与日以降の株価の変動によ り発生する損益については営業外損益 として処理しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、 税抜方式によっております。</p>	<p>(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 同左</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 同左</p>

## 会計方針の変更

区分	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
貸借対照表の未収入金に関する表示方法の変更	関係会社からの収益の振替に伴う未収勘定は、前期まで「未収入金」として表示しておりましたが、当期より「未収収益」として表示しております。	
貸借対照表の未収収益に関する表示方法の変更	運用受託報酬の未収勘定は、前期まで「未収収益」として表示しておりましたが、当期より「未収運用受託報酬」として表示しております。	
損益計算書の営業収益に関する表示方法の変更	運用受託報酬は、前期まで「その他営業収益」に含めて表示しておりましたが、当期より「運用受託報酬」として区分掲記しております。	
損益計算書の事務委託費に関する表示方法の変更	国内関係会社との兼務従業員の人件費等は、前期まで「事務委託費」に含めて表示しておりましたが、当期より「その他の報酬」として表示しております。	
損益計算書の委託調査費に関する表示方法の変更	関係会社から振り替えられる収益の一部は、前期まで「委託調査費」として純額で表示しておりましたが、当期より「運用受託報酬」として総額で表示しております。	

## 注記事項

(貸借対照表関係)

第13期 (平成20年3月31日現在)	第14期 (平成21年3月31日現在)
<p>* 1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。</p> <p>流動資産</p> <p>未収収益 384,791千円</p> <p>立替金 55,413千円</p> <p>流動負債</p> <p>未払費用 123,493千円</p> <p>固定負債</p> <p>長期借入金 5,000,000千円</p> <p>長期未払費用 426,847千円</p>	<p>* 1 関係会社項目 同左</p> <p>流動資産</p> <p>未収収益 98,024千円</p> <p>立替金 77,798千円</p> <p>流動負債</p> <p>未払費用 217,717千円</p> <p>固定負債</p> <p>長期未払費用 86,468千円</p>

## （損益計算書関係）

第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>* 1 株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますが、ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。</p> <p>* 2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p>営業収益</p> <p>運用受託報酬 1,235,724千円</p> <p>その他営業収益 1,738,458千円</p> <p>営業費用</p> <p>委託調査費 1,666,202千円</p> <p>株式従業員報酬 114,904千円</p> <p>営業外収益</p> <p>株式従業員報酬 270,489千円</p> <p>営業外費用</p> <p>支払利息 18,533千円</p>	<p>* 1 株式従業員報酬 同左</p> <p>* 2 関係会社項目 同左</p> <p>営業収益</p> <p>運用受託報酬 1,147,752千円</p> <p>その他営業収益 1,221,154千円</p> <p>営業費用</p> <p>委託調査費 1,550,484千円</p> <p>株式従業員報酬 10,698千円</p> <p>営業外収益</p> <p>株式従業員報酬 221,263千円</p> <p>営業外費用</p> <p>支払利息 35,664千円</p>

## （株主資本等変動計算書関係）

第13期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

第14期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

## （退職給付関係）

第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>1 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付制度を採用しておりません。</p> <p>2 退職給付費用に関する事項 損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付費用負担金相当額を、退職給付費用として計上しております。</p>	<p>1 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2 退職給付費用に関する事項 同左</p>

## （リース取引関係）

第13期 （自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日）	第14期 （自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

## （有価証券関係）

第13期 （自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日）	第14期 （自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）								
1. その他有価証券で時価のあるもの					1. その他有価証券で時価のあるもの				
区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照 表計上額 （千円）	差額 （千円）	区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照 表計上額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	2,690,000	2,597,580	92,420	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	1,008,026	1,039,779	31,752
					貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	145,079	145,079	-
					合計		1,153,105	1,184,859	31,752
					（注）当事業年度において、投資有価証券について、189,050千円減損処理を行っております。				
					2. 当事業年度中に売却したその他有価証券				
		売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）					
		1,942,487	10,044	416,399					
					3. 時価評価されていない主な有価証券の内容				
				貸借対照表計上額（千円）					
その他有価証券									
コマーシャル・ペーパー				5,000,000					
					4. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額				
		1年以内 （千円）	1年超5 年以内 （千円）	5年超10 年以内 （千円）	10年超 （千円）				
コマーシャル・ペーパー		5,000,000	-	-	-				

## （デリバティブ取引関係）

第13期 （自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日）	第14期 （自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

## （税効果会計関係）

第13期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第14期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)																								
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">505,417千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">121,258</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">77,892</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">704,568</td> </tr> </table> <p>長期未払費用 1,459,399</p> <p>役員退職慰労引当金 289,736</p> <p>その他 86,117</p> <p style="text-align: right;">小計 <u>1,835,253</u></p> <p style="text-align: right;"><u>2,539,821千円</u></p>	未払費用	505,417千円	未払事業税	121,258	その他	77,892	小計	704,568	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産（流動資産）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">240,294千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">50,980</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">291,274</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債（流動負債）</p> <p>未収事業税 82,091</p> <p style="text-align: right;">小計 <u>82,091</u></p> <p style="text-align: right;">繰延税金資産の純額 <u>209,183</u></p> <p>繰延税金資産（固定資産）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">長期未払費用</td> <td style="text-align: right;">827,893</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">315,022</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券評価減</td> <td style="text-align: right;">76,931</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">47,648</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,267,494</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債（固定負債）</p> <p>その他有価証券評価差額金 12,920</p> <p style="text-align: right;">小計 <u>12,920</u></p> <p style="text-align: right;">繰延税金資産の純額 <u>1,254,574</u></p> <p style="text-align: right;"><u>1,463,757千円</u></p>	未払費用	240,294千円	その他	50,980	小計	291,274	長期未払費用	827,893	役員退職慰労引当金	315,022	投資有価証券評価減	76,931	その他	47,648	小計	1,267,494
未払費用	505,417千円																								
未払事業税	121,258																								
その他	77,892																								
小計	704,568																								
未払費用	240,294千円																								
その他	50,980																								
小計	291,274																								
長期未払費用	827,893																								
役員退職慰労引当金	315,022																								
投資有価証券評価減	76,931																								
その他	47,648																								
小計	1,267,494																								
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.69 %</td> </tr> <tr> <td>（調整）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>役員賞与等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">3.12</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.06</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">37.49 %</td> </tr> </table>	法定実効税率	40.69 %	（調整）		役員賞与等永久に損金に算入されない項目	3.12	その他	0.06	税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.49 %														
法定実効税率	40.69 %																								
（調整）																									
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	3.12																								
その他	0.06																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.49 %																								
<p>3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>該当事項はありません。</p>																								
<p>4 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響</p> <p>平成20年4月30日に「地方法人特別税等に関する暫定措置法」が公布され、事業税の所得割の標準税率が下げられました。この変更による翌事業年度における財務諸表に与える影響は軽微であります。</p>	<p>4 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合のその内容及び影響</p> <p>該当事項はありません。</p>																								

## (関連当事者との取引)

第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)											
親会社及び法人主要株主等											
属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク市	12,408 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	-	株式従業員報酬の配賦  資金の援助	営業費用及び一般管理費(注1) 株式従業員報酬(注1) 資金の借入(注2) 利息の支払(注2)	114,904 270,489 5,000,000 18,533	未払費用 長期借入金 長期未払費用	123,493 5,000,000 426,847
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク市	270 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	-	投資助言	運用受託報酬(注3) その他営業収益(注3) 委託調査費の支払(注3)	1,235,724 1,738,458 1,666,202	未収収益	384,791
取引条件及び取引条件の決定方針等											
(注1) 持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。											
(注2) 親会社からの資金の借入れについては、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間2年としております。 なお担保は差し入れておりません。											
(注3) 運用受託報酬、その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。											
役員及び個人主要株主等											
該当事項はありません。											



第13期  
(自平成19年4月1日  
至平成20年3月31日)

## 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス 証券株式 会社	東京都 港区	83,616 百万円	金融商品取 引業	-	-	業務委 託	支払手数料 兼務従業員の 人件費等の支 払(注1)	496,038 1,121,058	未払手 数料 未払費 用	47,322 112,477
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・ジャパ ン・ホル ディング ス有限 会社	東京都 港区	100,000 千円	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事・総 務・施設管 理業務受託	-	-	従業員 出向受 入等	出向者に関す る人件費等の 負担金 (注2) 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	7,250,898 170,066	未払費 用 長期未 払費用	2,991,784 3,342,911
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・アンド ・カンパ ニー	アメリ カ合衆 国ニュ ーヨー ク市	6,247 百万ドル	証券業	-	-	現金の 預託	受取利息	23	預け金	823,248
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・グルー バル・サ ービス ・リミ テッド	ケイマ ン諸島	25 百万ドル	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事業務 受託	-	-	従業員 出向受 入	出向者に関す る人件費等の 負担金 (注2) 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	548,135 20,069	未払費 用	375,438

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

(注2) ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限公司(以下GSJH)または、ゴールドマン・サックス・グローバル・サービス・リミテッド(以下GS2L)より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJH、GS2Lより行われております。

但し、これらの費用はGSJH、GS2Lより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJH、GS2Lに対する債務として処理しております。

第14期  
(自平成20年4月1日  
至平成21年3月31日)

## 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク市	25,762 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	-	株式従業員報酬の配賦  資金の援助	営業費用及び一般管理費(注1) 株式従業員報酬(注1) 資金の借入の償還(注2) 利息の支払(注2)	10,698 221,263 5,000,000 35,664	未払費用 長期未払費用 立替金	217,717 86,468 77,798
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク市	255 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	-	投資助言	運用受託報酬(注3) その他営業収益(注3) 委託調査費の支払(注3)	1,147,752 1,221,154 1,550,484	未収収益	98,024

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。

(注2) 親会社からの資金の借入れについては、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間2年としておりますが、2009年1月に期限前返済を行いました。

なお担保は差し入れておりませんでした。

(注3) 運用受託報酬、その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

## 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第14期  
(自平成20年4月1日  
至平成21年3月31日)

## 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会社	ゴールド マン・ サックス 証券株式 会社	東京都 港区	83,616 百万円	金融商品取 引業	-	-	業務委 託  有価証 券の購 入	支払手数料  兼務従業員の 人件費等の支 払(注1)  受取利息	282,509  1,201,322  32,240	未払手 数料  未払費 用  有価証 券  前受収 益	28,275  73,184  5,000,000  958
親会社 の子会社	ゴールド マン・ サックス ・ジャパ ン・ホル ディング ス有限 会社	東京都 港区	100,000 千円	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事・総 務・施設管 理業務受託	-	-	従業員 出向受 入等	出向者に関 する人件費等 の負担金 (注2)  営業費用及 び一般管理 費  株式従業員 報酬	5,125,065  492,472	未払費 用  長期未 払費用	379,583  2,351,758
親会社 の子会社	ゴールド マン・ サックス ・バンク ・USA	アメリ カ合衆国 ユタ州	2 百万ドル	銀行業	-	-	現金の 預入	受取利息	41,779	現金・ 預金  未収収 益	513,452  305
親会社 の子会社	ゴールド マン・ サックス ・グロー バル・サ ービス ・リミ テッド	ケイマ ン諸島	10 百万ドル	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事業務 受託	-	-	従業員 出向受 入	出向者に関 する人件費等 の負担金 (注2)  営業費用及 び一般管理 費  株式従業員 報酬	83,053  42,982	未払費 用  長期未 払費用	239,372  32,982

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

(注2) ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社(以下GSJH)または、ゴールドマン・サックス・グローバル・サービス・リミテッド(以下GS2L)より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJH、GS2Lより行われております。

但し、これらの費用はGSJH、GS2Lより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJH、GS2Lに対する債務として処理しております。

## 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)  
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

## (1株当たり情報)

第13期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		第14期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	2,198,763円08銭	1株当たり純資産額	2,570,207円43銭
1株当たり当期純利益金額	498,759円23銭	1株当たり当期純利益金額	359,937円01銭
損益計算書上の当期純利益	3,192,059千円	損益計算書上の当期純利益	2,303,596千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	3,192,059千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	2,303,596千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		同左	

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

- (1) 委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2) 本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 投資顧問会社

(2008年11月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）	255.1百万米ドル （24,372百万円、 1米ドル=95.54円）	GSAMニューヨークは、米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

#### (2) 受託銀行

(2009年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

#### (3) 販売会社

(2009年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
農林中央金庫	3,421,370百万円	全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余剰資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。
みずほ証券株式会社	125,167百万円*	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供しています。

\* 2009年5月7日現在

### 2【関係業務の概要】

#### (1) 投資顧問会社

GSAMニューヨークは本ファンドの投資顧問会社であり、本ファンドに関し、委託会社より信託財産の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行っています。

#### (2) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

#### (3) 販売会社

本ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

### 3【資本関係】

#### (1) 投資顧問会社

GSAMニューヨークおよび委託会社はいずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。GSAMニューヨークは、委託会社の発行済株式総数の99%を所有する親会社です。

#### (2) 受託銀行

該当事項はありません。

#### (3) 販売会社

該当事項はありません。

### 第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙および裏表紙に、委託会社の名称および申込取扱場所である販売会社の名称を記載し、本ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを表示し、イラストを採用することおよび本ファンドの概略的性格を表示する文言を列挙することがあります。また、目論見書の表紙裏に、金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項および以下のような文言を記載することがあります。

#### 投資信託をご購入の際の注意事項

- ・ お申込みの際は必ず「目論見書」をご覧ください。
- ・ 本ファンドは株式・債券など（外国証券には為替リスクもあります。）値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。
- ・ 投資信託は、貯金（預金）保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- ・ 銀行等の登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・ 投資信託は、金融機関の預貯金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- ・ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。

- (2) 目論見書に投資信託用語集を掲載することがあります。
- (3) 目論見書に本ファンドの信託約款の全文を記載することがあります。
- (4) 本有価証券届出書第一部「証券情報」および第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し、「目論見書の概要」として、目論見書の冒頭に記載することがあります。
- (5) 目論見書に、委託会社が作成する法定外資料の作成および当該資料の入手に必要な情報の照会方法を記載することがあります。
- (6) 目論見書中の一定の用語につき、商標登録申請中または登録商標であることを示す文言または記号を用いることがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (8) 目論見書に、本ファンドの保有証券と運用状況に関する情報として、主要または一部組入銘柄（業種・セクター、主要取引市場、組入比率、組入数、組入額、格付を含みます。）、投資対象の資産別構成比、投資国別構成比、業種・セクター別構成比、市場別構成比、株式・債券および先物の合計に基づく組入割合の表示によるポートフォリオ構成、通貨、為替予約の状況ならびにそれらの推移等に関する説明を、文章、数値、グラフで表示することがあります。また、直近の基準価額、純資産総額等を表示することがあります（表示されるデータは適宜更新されます。）。なお、セクターの記載に関しては、本ファンドの運用チーム独自の分類を用いることがあります。また、運用実績として基準価額（税引き前分配金込みもしくは分配金落ち後またはその双方）および過去の分配実績（各月および年率換算ならびに再投資の状況を含みます。）の推移、年換算利回り、設定来または直近1週間、1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、1年半、2年、3年の騰落率等を数値またはグラフで表示することがあります（表示されるデータは適宜更新されます。）。
- (9) 目論見書の冒頭に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成20年 8月27日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス世界資産配分オープン 果樹園の平成19年7月26日から平成20年7月25日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス世界資産配分オープン 果樹園の平成20年7月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注1) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)



独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しておりません。

独立監査人の監査報告書

平成21年9月2日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス世界資産配分オープン 果樹園の平成20年7月26日から平成21年7月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス世界資産配分オープン 果樹園の平成21年7月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注1) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年5月27日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。